

令和3年開成町議会3月定例会議 会議録（第2号）

令和3年3月5日（金曜日）

○議事日程

令和3年3月5日（金） 午前9時00分開議

日程第 1・議案第 2号 開成都市計画事業駅前通り線周辺地区土地区画整理
事業施行条例を制定することについて

日程第 2・議案第 3号 開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会
計条例を制定することについて

日程第 3・議案第 4号 開成町行政手続における特定の個人を識別するため
の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例を制定することに
ついて

日程第 4・議案第 5号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制
定することについて

日程第 5・議案第 6号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を
制定することについて

日程第 6・議案第 7号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定す
ることについて

日程第 7・議案第 8号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例を制定することについて

日程第 8・議案第 9号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を
改正する条例を制定することについて

日程第 9・議案第 10号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制
定することについて

日程第 10・議案第 11号 開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制
定することについて

日程第 11・議案第 12号 開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定する
ことについて

日程第 12・議案第 13号 足柄上地区介護認定審査会の共同設置に関する協議
について

日程第 13・議案第 14号 令和2年度開成町一般会計補正予算（第8号）につ
いて

日程第 14・議案第 15号 令和2年度開成町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)について

日程第15・議案第16号 令和2年度開成町介護保険事業特別会計補正予算
(第4号)について

日程第16・議案第17号 令和2年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算(第2号)について

日程第17・議案第18号 令和2年度開成町下水道事業会計補正予算(第2号)
について

日程第18・議案第19号 令和3年度開成町一般会計予算について

日程第19・議案第20号 令和3年度開成町国民健康保険特別会計予算につい
て

日程第20・議案第21号 令和3年度開成町介護保険事業特別会計予算につい
て

日程第21・議案第22号 令和3年度開成町給食事業特別会計予算について

日程第22・議案第23号 令和3年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算
について

日程第23・議案第24号 令和3年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理
事業特別会計予算について

日程第24・議案第25号 令和3年度開成町水道事業会計予算について

日程第25・議案第26号 令和3年度開成町下水道事業会計予算について

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 湯川洋治
5番 茅沼隆文	6番 星野洋一
7番 井上三史	8番 山本研一
9番 石田史行	10番 井上慎司
11番 前田せつよ	12番 吉田敏郎

○説明のため出席した者

町	長	府	川	裕	一	副	町	長	加	藤	一	男								
教	育	長	井	上	義	文	企	画	總	務	部	長	秋	谷	勉					
企	画	政	策	課	長	山	口	哲	也	協	働	推	進	担	当	長	石	井	直	樹
總	務	課	長	中	戸	川	進	二	防	災	安	全	課	長	小	玉	直	樹		
財	務	課	長	小	宮	好	徳	町	民	福	祉	部	長	亀	井	知	之			

総合窓口課長 高橋 靖恵 税務課長 遠藤 直紀
福祉介護課長 渡邊 雅彦 子育て健康課長 田中美津子
都市経済部長 井上 新街づくり推進課長 高橋 清一
区画整理担当課長 井上 昇産業振興課長 熊澤 勝己
環境上下水道課長 田中栄之 会計管理者 土井直美
教育委員会事務局参事 遠藤孝一 学校教育課長 岩本浩二

○議会事務局

事務局長 橋本健一郎 書 記指宿卓哉

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年開成町議会3月定例会議（第2日目）の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

日程第1 議案第2号 開成都市計画事業駅前通り線周辺地区土地区画整理事業施行条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。開成都市計画事業駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の施行に伴い、土地区画整理事法第52条の規定により市町村が都道府県知事の許可を受けるにあたっては施行規程を条例により定める必要があるため、開成都市計画事業駅前通り線周辺地区土地区画整理事業施行条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第2号 開成都市計画事業駅前通り線周辺地区土地区画整理事業施行条例を制定することについて。

開成都市計画事業駅前通り線周辺地区土地区画整理事業施行条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

まず、条例制定議案の説明に当たりまして、事業実施の経緯と事業の内容を説明させていただきまして、その後、条例について説明をさせていただきます。

まず、事業実施の経緯でございます。この事業区域は、皆様御承知のとおり、昭和54年3月30日の告示による開成駅周辺地区土地区画整理事業、面積といたしましては62.4ヘクタールの区域の一部でございます。当時、当該区域は市街化調整区域でしたが、町は62.4ヘクタールについて、土地区画整理事業による市街地整備を行うので市街化区域へ編入してほしいと国、県と協議をし、認められましたが、地域事情等により土地区画整理事業がなされないまま市街化区域へ編入されました。

現在の都市計画では「保留制度」という仕組みがあり、人口増等の要因から市街化区域の拡大が認められても、土地区画整理事業等による計画的な市街地整備が確実になるまで市街化区域への編入はできません。しかし、当時はこの「保留制度」

がなかったため、いわば口約束のような形で土地区画整理事業がなされないまま市街化区域へ編入されました。

その後、昭和57年4月1日に事業認可を受け、「開成駅周辺地区土地区画整理事業」26.46ヘクタールが町施行によりスタートしましたが、事業は進まず、先に開成駅を開業することとなりました。この事業は、竣工まで14年の歳月がかかりました。しかし、これを皮切りに個人施行、共同施行、町施行などによる土地区画整理事業が実施され、現在、都市計画事業開成駅周辺地区の53%が施行済みとなっております。いずれにいたしましても、この区域は土地区画整理事業の都市計画決定がされており、かつ土地区画整理事業の実施を前提として市街化区域へ編入された区域ですので、必ず事業を実施しなければなりません。

次に、事業の内容につきましてご説明いたします。土地区画整理事業の施行については、当該権利者個人及び共同で行う個人施行、当該権利者が設立した土地区画整理組合が行う組合施行、地方公共団体等が行う公共団体施行などがあります。さらに、施行について、土地区画整理法により市町村は土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域について事業ができると規定されています。つまり、町が施行できるのは都市計画決定された土地区画整理事業しか施行できないということになります。

次に、当該土地区画整理事業の特徴ですが、換地により保留地を生み出し、その保留地処分金をもって事業費に充てる、いわゆる保留地処分型の土地区画整理事業と、土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が事業の施行前の宅地の価額の総額より減少する減価補償型土地区画整理事業がございます。今回の土地区画整理事業は、この減価補償型土地区画整理事業となります。

この減価補償型土地区画整理事業をもう少し詳しく申し上げますと、事業の施行前と施行後を比べ宅地の価値の増加割合が少なく、一方で宅地の面積の減少割合が多い地区では、地区内全体の宅地の価値である宅地総価額は、施行前に比べて施行後に減少してしまいます。このような地区を「減価補償地区」といいます。そして、この宅地総価額の減少分を「減価補償金」として地権者に交付することとなります。しかし、実際の事業では、減価補償金相当額をもって宅地を先行買収し、公共用地に充てることにより、従前の宅地総価額を小さくし、施行前と施行後の宅地総価額を等しくすることで、減価補償金の支出をなくして事業を実施するのが一般的です。

次に、事業計画地区の特徴ですが、地区内には「都市計画道路駅前通り線」と「都市計画道路中家下島線」の2本の都市計画道路が含まれます。地区は、既に市街化区域ですので、都市計画道路駅前通り線の両側50メートルが近隣商業地域、それ以外が第1種住居地域に用途指定されています。完成後の土地利用構想としては、こうした用途地域から商業利用や高度利用が図れる地域を目指しています。

それでは、条例について説明をいたします。

今回のポイントといたしまして、土地区画整理事業については、「土地区画整理法」により必要な事項が定められています。この土地区画整理法において、公共団

体が土地区画整理事業を行う場合には、事業の施行規程を条例で定めることと規定をされております。施行規程とは、文字通り事業を行う上でのルールのことです。ちなみに個人施行の場合は規準あるいは規約によって、組合施行の場合は定款によって、それぞれ定めることとされています。

また、施行規程に定める事項も土地区画整理事業法第53条により規定されています。その定めるべき事項は、土地区画整理事業の名称、施行地区に含まれる地域の名称、土地区画整理事業の範囲、事務所の所在地、費用の分担に関する事項、保留地を定めようとする場合においては保留地の処分方法に関する事項、土地区画整理事業審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項、その他政令で定める事項と規定をされております。その他政令で定める事項とは、地積の決定の方法に関する事項とされています。このことから、法の規定に基づきまして施行条例を定めるものでございます。

それでは、逐次、御説明をいたします。1枚おめくりいただきます。

開成町条例第 1 号。

開成都市計画事業駅前通り線周辺地区土地区画整理事業施行条例。

まず、目次に続きまして、第1章、総則です。

第1条の趣旨につきましては、既に述べましたように、法に規定されておりますので条例を定める旨、規定しております。

第2条の土地区画整理事業の名称から第6条の費用の負担につきましては、法に規定された事項に基づきまして、それぞれ事業に即して規定をしております。

続きまして、第3章です。第3章につきましては、土地区画整理事業審議会について規定をしております。審議会につきましては、公共団体施行の土地区画整理事業において、法第56条により設置が義務づけられています。事業を行う上でのいわゆる諮問機関で、換地計画、仮換地の指定、減価補償金の交付及び評価員の選任について、意見を聞くことや同意を得ることが必要となります。

委員の構成は法第58条の規定により、宅地所有者、宅地について借地権を有する者、及び施行規程により選任をすることができる学識経験者から成ります。第7条は、その設置について規定しています。

第8条及び第9条は、委員の定数及び任期について規定しております。定数については、土地区画整理事業法施行令第18条により面積50ヘクタール未満の施行地区の場合は10人と規定されておりますので、10人としております。また、法第58条により、市町村長は土地区画整理事業の施行のため必要があると認める場合においては、施行規程で定めるところにより委員の定数の5分の1を超えない範囲内において学識経験を有する者のうちから委員を選任することができる。とされておりますので、10人の5分の1である2人について学識経験を有する委員として選任する旨を規定しております。さらに、同法同条において委員の任期は5年以内とされておりますので、委員の任期は5年と規定しています。

第10条は、立候補制についての規定です。審議会の委員は法第58条により選

挙により選出することと規定されており、また、立候補制を取る場合は施行規程で規定することとされています。選挙の方法としては互選による方法と立候補による方法が考えられますが、互選により選出された当選人は法により辞退が可能です。審議会の確実な設置を考え、立候補制で選出する旨を規定しております。

第11条は、予備委員についての規定です。法第59条により、予備委員を置くことができるとされています。予備委員は、委員に欠員が生じた場合、速やかにその欠員を補充するものです。予備委員の数は、法により委員の数の半数を超えてはならないとされています。

第12条は、当選人または予備委員となるに必要な得票数についての規定であります。委員等は選挙で選出することとなっておりますが、選挙の意義から最低得票数を設けるのが一般的です。実務標準では、選挙すべき委員の数で、その選挙における有効得票の総数を除して得た数の10分の1と示されております。本条例で委員の選挙は立候補制としています。立候補者は、少なくとも自分への投票の1票は獲得するものと想定できます。選挙の意義性を考えれば、少なくとも2票以上の得票が妥当と考え、現時点では予想し得る投票者数を鑑みて4分の1と規定をしております。

第13条、第14条は、それぞれ委員の補欠選挙及び学識経験委員の欠員補充に関する規定です。

第4章は、地積の決定方法についての規定です。換地計画を定める場合及び清算金額を定める場合の基準となる宅地の地積については、基本的には公示力があるとされている土地登記簿による登記地積とする方法が広く用いられております。そのほか本人の実測確認申請を認める場合の規定、施行者が実測を行い、基準地積とした場合を規定しています。

第15条は、換地計画及び清算金額を定める場合の基準地積は、条例施行日現在における土地登記簿に登記された地積と規定しています。

第16条は、権利者が土地登記簿の地積が事実と相違すると認める場合は、90日間の猶予期間をもって実測地積の確認を申請できることを規定しています。

第17条は、施行者が事業を進める上で知り得た情報等から登記地積が事実と相違すると認められた場合は、施行者が実測をし基準地積とすることができること、また、施行日後に規定で定めた要因により新たな地積が確定した場合も、施行者実測による基準地積とする旨を規定しています。

第18条は、第16条及び第17条に規定する基準地積の宅地以外の宅地については、地積の差異は按分して基準地積を更正できることと規定しています。

第5章は評価についての規定です。法第65条により、公共団体施行の土地区画整理事業では、土地または建築物の評価について経験を有する者3人以上を土地区画整理審議会の同意を得て評価員を選任しなければならないとされています。また、施行者が清算金や保留地を定める場合には、宅地や権利の評価について評価員の意見を聴くこととされています。

第21条は、評価員の定数について法により3人以上とされていますので、かつて制定されていた「開成駅屋敷下南地区土地区画整理事業施行条例」などを参考に3人と規定しております。

第22条、第23条については、それぞれ宅地の評価方法、権利の評価方法について規定しています。

第6章は、清算についての規定です。換地は原則として今までの宅地に見合うように定めることとなっていますが、個々の土地の様々な事情や決められた街区、括弧として（道路または水路等の公共施設用地に囲まれた一団の土地）のことを言いますけれども、この中に幾つもの換地を当てはめるという技術的な面から換地に不均衡が生じる場合があります。こうした場合に、換地相互間で生じた不均衡を是正するため金銭による調整を行うこととなります。これを「清算」といい、その金額を「清算金」といいます。

第24条は、清算金の算定について規定しています。

第25条は、法第111条の規定により清算金の相殺について規定しています。

第26条は、換地を定めない宅地等の清算金について規定しています。換地を定めない宅地とは、具体的には換地後の地積が狭小で通常の土地利用が困難な場合等で、権利者本人の希望により換地を定めない場合などです。

第27条は、法第110条により徴収または交付すべき清算金がある場合は利子を付して分割徴収または分割交付できる旨の規定に基づき、清算金の分割徴収または分割交付について、分割徴収または分割交付できること、分割徴収の場合の利子、分割交付の場合の利子、徴収清算金の分割納付の仕方、徴収清算金の繰上納付などについて規定をしております。

第28条は、徴収清算金を分割納付する場合、その旨を申し出ることを規定しています。

第30条は、清算金に係る督促及び延滞金について、法に準じて規定しています。

第7章は雑則になります。第33条は、法第85条第1項において、所有権以外の権利で登記のないものを有し、または有することになった者は、施行者に申告しなければならないと規定されています。さらに、同法同条第3項において、権利の移転、変更または消滅があった場合においては、施行者に届け出なければならないと規定されています。

これに対し、同法同条第4項において、施行者は、議決権または選挙権を行う者を確定するため必要がある場合においては借地権について、また、換地計画の決定または仮換地の指定のため必要がある場合においては宅地についての所有権以外の権利について、施行規程で定めるところにより一定期間、申告または届出を受理しないこととすることができます。したがって、施行条例で定める必要があるため、所有権以外の権利の申告または届出の受理の停止について規定するものです。

第35条は、代表者の指定についての規定です。法第130条第1項において、

宅地の共有者もしくは共同借地権者、または宅地の同一部分に2人以上の借地権者がある場合、これらの借地権者は併せて一の所有者または借地権者とみなす。とされ、第2項において、一の所有者または借地権者とみなされる者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。と規定されています。

さらに第5項では、第2項に基づき代表者を選任しなければならない場合において、同項の規定による通知がないときは、施行者が施行規程の規定により第1項に掲げる者に対して行う行為は、これらの者のうち、いずれが1人に対してすることをもって足りる。と規定しています。「施行者が施行規程の規定により」となっておりますので、代表者の指定について、施行条例で規定するものです。

第36条は、代理人の指定についての規定です。施行条例第35条では共有に関する代表者の指定に関する規定でしたが、第36条は代表者や個人の権利者が何らかの事由により代理人を指定する場合に対応する規定です。行政実例や過去の判例から、第35条による代表者の権限の範囲は土地区画整理事業全般に関する通知、その他の行為を言うものであって、換地処分及び清算金徴収交付処分等の処分は含まないものとされています。本条の代理人の指定に関しても、事業施行に関する通知や書類の送達を受けるため代理人を指定する旨を規定しています。

具体的には、権利者が遠方に在住しているが、施行区域の近隣にその権利者の親類などが居住しており、権利者がその者を代理人として事業に関する通知やお知らせなどを送達先に指定するケースなどです。

第36条第6項は、本人が代理人へ委任を証する書面をつけて指定した場合は、その委任した項目に限っては、代理人は授権行為と受任行為を併せ持つ旨の規定です。具体的には、本人がいわゆる委任状を添付して代理人を指定した場合は、その代理人が委任状による項目について、本人に代わって権利等の行使ができる旨の規定です。

第37条は、補償金の前払いについての規定です。

第38条は、換地処分の時期と特例についての規定です。換地処分は、換地計画に係る区域の全部について、土地区画整理事業の工事が完了した後において行うことになっていますが、法第103条により施行規程に別段の定めがある場合には、換地計画に係る区域の全部について、工事が完了する以前においても換地処分をすると規定されています。このことから、必要があると認めるときは、工事完了前であっても換地処分ができる旨を規定しております。

具体的には、少なくとも建築物の移転、除去が完了し、現実的に換地が確定して使用収益に障害がない状態になっていれば、全部の工事が完了する以前においても施行規程で定めれば換地処分をすることと規定をされています。したがって、これに基づき規定をするものでございます。

第39条は、規則等への委任についての規定です。

附則といたしまして、この条例は、事業に係る法第55条第9項の規定による事

業計画決定の公告の日から施行することとしております。

条例の説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

まず初めに町長の決意をお伺いしたいと思いますが、この事業は開成町の将来を左右するほどの大きな事業と考えます。県西地区が人口減少に向かっていく中、今後、生活しやすいところに人口が集中していく可能性はあります。小田原に次ぐ副次拠点を目指して、より一層の人口増を目指し、今の子どもたちに自信を持ってこの町のバトンをつないでいきたいと私が考えるほどの大きな事業と考えます。そこで、10年近くをかけて行うこの事業を行うに当たって町長の決意を伺いたいです。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに、この駅前通り線の事業は大変大きな、多分、開成町でかつてないぐらいの規模的にも大きな事業となる、また、人様の大事な土地ですので、なかなか予定どおりいかない部分もあるかもしれないけれども、これをやることによって開成町の将来というものを大きく左右する事業だなど、大事業だなどと考えておりますので、それに向かってきちんと一つ一つ着実に前に進んでいくということが大事だと思いますので、きちんと。また、今、コロナ禍の中で、なかなか地権者等の皆さんとお会いすることができないのですけれども、これが収束し、以降、きちんと住民の地権者の皆さんと顔を合わせながら、意見交換しながら、着実に前に進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

この条例を制定することについての経緯の説明が担当部長から、42年前を遡りながら丁寧な御説明をいただいたわけでございますが、何分にも本3月定例会議の予算書の中に、既に、日程の中にございますように、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計ということで2億3,200万円があるというものの前提の中でこの条例案の審議をするということに対しては、違和感を覚えるということを一言申し上げてから1問、御質問をさせていただきたいと思います。

この条例の2ページにございます第1章の中の第2条、土地区画整理事業の名称の、この部分について質問をさせていただきます。開成町の例規等を見ますと第1類から第13類まであるわけですが、その中の第10類の建設の中の第3章、都市計画というところの中に、現在、載っております条例が7条例ございます。その中の名称が全て、「開成町」というものをもって条例の名称があるわけでございます。今回の条例に「開成都市計画」というふうな条例名でございます。「開成町」というふうに、この「町」という一文字がないということについて、これはどのように理解をすればよいのか、御説明を求めるべきだと思います。

○議長（吉田敏郎）

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

ただいまの前田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

この件名、「開成町」が「開成都市計画事業」という名称になっているということについてですが、先ほど部長が説明したとおり、今回の事業、町施行の公共事業というのが都市計画事業でなければならないと、できないといったところがございますので、冠というか頭に「開成都市計画事業」ということでつけさせていただいております。

また、今回の事業の以前、行った区画整理事業、「開成駅屋敷下南地区土地区画整理事業」に関しましても、「開成都市計画事業開成駅屋敷下南地区土地区画整理事業」ということで施行に関する条例が定まってございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

○11番（前田せつよ）

はい。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

それでは、選挙などの審議会の委員の定数の中で、この中では施行地区内の住宅にて借地権を有する者、あと宅地権の所有者の中から10人、実際には8人ですね、2名は別個になりますので、これに関して、これは選挙で選ぶということですが、これ、選挙権。選挙権を持っている方は、宅地権の所有者及び借地権を有する者が選挙権を持って、それで選挙をするというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

星野議員様のおっしゃるとおり、土地の所有者、権利者ですね、の方と、それに付随します借地権をお持ちの方。先ほど条例にもありましたとおり、権利の申告をしていただきますので、登記されていない権利者の方も、そういう調査をして選挙人となることがあります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

実際に今、予定されているのは、何人ぐらいの予定になっているのでしょうか。その辺を少し教えてください。

○議長（吉田敏郎）

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

町で登記等、登記簿等で承知できる範囲でいきますと、約70名程度。ただ、当然、権利のほうが、登記等をされていない方もいらっしゃいますので、数字については若干変わってくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

今の部長の説明で、この条例の必要性とか内容、内容は、条例をつくるとすればこういう内容なのかなと思いますし、これについては理解できました。ただ、今回の予算案を報道する新聞の中に、この事業がかなり太文字というか大文字で取り上げられたわけですけれども、そういう中で、どうも私が聞いている範囲では、町民の皆さんに、この事業のことについて、よく浸透していない、利害がまとめられていないのではないかという思いがあります。

この庁舎を造るときは、内容はどうであれ、とにかく町長が各自治会を回ってきちんと説明をされてやりました。これも、かなり、聞いている範囲では40億、総額、補償金も含めたら40億という費用を使ってやる事業ですから、そういう面では、この庁舎を建てるのと同じように、町民の皆さんとの理解をきちんと取ってコンセンサスを得た上で進めるべきではないかなと。何か、この条例を制定して、次から次へとどんどん進んでいく、これも重要なことだと思いますし、駅前通り線自体は私も将来の開成町を考えたときに必要な道路だと思います。ただ、あまりにも知らない人というか、同意していない町民の方の声が多くあるという現状は、もう間

違いないと思うので、この辺を町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに、山本議員が言われるように町としても大変大きな事業で、また、町の将来性を左右する大事業だと思いますので、今後も、こういう条例が、また特別会計が成立次第、様々な広報誌等を使いながら町民の皆さんに御理解いただけるようなPRをしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

これからやっていただけるということですけれども、タイミング的には、もう決まってしまったことを説明するような感じになるのかなという思いがしますし、新聞の書き方にもよるのかもしれませんけれども、開成町というのは、この庁舎ができて、今度は駅前通り線をばんと大きなお金をかけて造る、こういうイメージの町になってしまうというのが非常に心配だなという思いがあります。

そういう面では、もう今、ここまで来た以上、そういう面では後追いになるかもしれませんけれども、きちんと町民の皆さん。もちろん無関心層というのは当然、どこでもあるわけですから、全員にきちんと理解していただくというのは難しいかもしれません。だけど、ある程度、町政に関心を持っておられる方については、やはりきちんとした説明をして理解をいただくというのが、これだけの費用を使って行う事業については当然のことのように思いますので、ぜひ、その辺は、今、町長がおっしゃったように、この庁舎を造るときと同じような形で、それが賛成されるのか反対されるのかは分かりませんけれども、基本的にはそういう場をぜひ設けていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第2号 開成都市計画事業駅前通り線周辺地区土地区画整理事業施行条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですか。よろしいですか。それでは、採決を締め切ります。

(賛成多数)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成多数によって可決しました。

日程第2 議案第3号 開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。開成都市計画事業駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の施行に伴い、当該事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第3号 開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計条例を制定することについて。

開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

条例制定議案の説明に当たりまして、特別会計を設置することについて説明をさせていただきます。

特別会計の設置は、地方自治法第209条第2項により、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、そのほか特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができるとあります。土地区画整理事業においては、清算金の徴収、交付は金銭にて処理をします。このため、一般会計とは別に歳入歳出の管理を行い、経理を明確にする必要があるため特別会計を設置するものです。

なお、参考に、開成町が実施主体となった開成駅屋敷下南地区土地区画整理事業において、こちらにおいても同様に特別会計での事業実施をしております。

それでは、御説明をいたします。1枚おめくりください。

開成町条例第 号。

開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計条例。

第1条、設置の目的でございます。事業の円滑な運営と経理の適正を図るために、特別会計の設置を規定するものでございます。

第2条、歳入及び歳出でございます。国庫支出金、一般会計繰入金、附属諸収入が主な収入です。歳出といたしましては、事業費、その他の諸支出金を規定するものでございます。

第3条、弾力条項の適用でございます。弾力条項を適用することができることを規定しております。

最後に附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

条例の説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、弾力条項を適用される意味といいますか、メリットというのですか、何か、その辺の説明をいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

それでは、ただいまの佐々木議員の質問にお答えさせていただきます。

弾力条項とは、地方自治法の218条第4項の規定によりまして、特別会計の事業の経費を主として該当事業の経営に伴う収入をもって充てるもので、条例で定めるものといった形で記載がございまして、メリットとしましては、事業を実施していく中で他事業者様、当然、おられますので、そういった方から負担分等を徴収する場合、臨時に収入があった場合、その分で合わせて事業ができるといったような形も考えられますので、今回記載をしてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ちょっと、すみません。いまいち私の理解不足で申し訳ないのですけれども、これをつける意味というのが、そんなにあるのかなというのも感じますけれども。これ、適用される頻度といいますか、その辺は今、どのように考えておられるのか。そんなに使わないとは思うのですけれども、その辺の説明をもうちょっとといただい

てよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

すみません。ちょっと説明不足のところがございまして。当然、新しい道路を作る計画をしてやっていく中では、おっしゃるとおり、なかなかないのかなというが実情でございます。ただ、やはり事業を行う上で掘ってみたら何かが出てきたとかという不測の事態も考えられますので、一応、今回、盛り込んではございます。今、想定で、もうすぐに何かがあるといったところは、やはり、なかなかないのかなといったところはございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。

あと1つ、確認させていただきたいのですけれども、これ、適用されるとき、報告ということが議会にも多分されると思うのですけれども、事件とかが発生したときに、どのようなタイミングといいますか、どのような流れで報告されるのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

そうですね。今の御質問にお答えさせていただきます。

報告につきましては、当然、発生した事案、経費等を含めて御報告はさせていただきます。ただ、先ほどのお話のとおり、どういったことが想定がなかなかあるのかといったところも少ないので、当然、発生したことについては対応した時点で報告させていただくと。早期な議会への報告といったことも記載がありますので、そちらで対応させていただきます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第3号 開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。押し忘れは、ございませんですか。それでは、採決を締め切ります。

(賛成多数)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成多数によって可決しました。

日程第3 議案第4号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。事務処理の特例により町が行う神奈川県在宅重度障害者手当の申請書等の経由事務において、添付書類の簡略化による町民の利便性の向上を図るために個人番号等を利用したいので、関係条例の一部改正を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第4号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明いたします。

現在、神奈川県では、在宅で常時介護を必要とする重度重複障害者の方を対象として神奈川県在宅重度障害者等手当を支給しております。本町では、神奈川県の事務処理の特例に関する条例等及び神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例等に基づき、町窓口で当該支給に係る申請書等を受理し、その内容やそのほか必要な事項について調査等を実施し、県へ送付しております。この手当の申請時の必要書類を簡略化し町民の皆様の利便性を向上させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の独自利用事務に係る情報連携を行うための事項を追加する条例改正を行うものでございます。

それでは、議案を御覧ください。

開成町条例第 1 号。

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例。

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年開成町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 に 4 として、「町長、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和 44 年神奈川県条例第 9 号）による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの」を追加いたします。

次に、別表第 2 を次のように改めます。別表第 2 に 4 として、「町長、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの。地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの」を追加いたします。

なお、参考までに条例施行規則の一部改正について資料を配付しておりますので、併せて御覧ください。

附則でございます。この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行いたします。

御説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第 4 号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 4 議案第 5 号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定について、法改正に伴う所要の改正を行うため、開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第5号　開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、令和2年4月随時会議において条例改正をお願いし、議決いただいたところです。今般、新型コロナウイルス感染症の定義に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布及び施行により削除されたことから、引用条項を削除し、新たに新型コロナウイルス感染症に係る規定を条文上に明記するものです。

それでは、議案を御覧ください。

開成町条例第　号。

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険条例（昭和34年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただき、左が改正後、右が改正前でございます。

附則、第3条でございます。「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」から、改正後の表に記載のとおり改正するものです。

改正附則です。この条例は、公布の日から施行し、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から適用いたします。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。
(「なし」という者多数)

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第5号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ないですね。よろしいですね。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 議案第6号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地方税法施行令の改正を踏まえ、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の所要の改正を行うため、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第6号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明いたします。

平成30年度税制改正において個人所得課税の見直しが行われ、給与所得控除、公的年金等控除について10万円引き下げられるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。また、令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として低未利用地土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から10万円を控除することができるとされました。これに伴い地方税法施行令が改正されたことから、意図しない影響や不利益が生じないよう国民健康保険税条例について改正をするものでございます。

それでは、議案を御覧ください。

開成町条例第 1 号。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例（昭和 31 年開成町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただき、左が改正後、右が改正前でございます。

第 24 条の国民健康保険税の減額の条項でございます。第 1 号でございますが、ここでは保険税の 7 割を軽減する基準が示されております。軽減の対象となる所得が 33 万円から 43 万円に引き上げられており、このままでは軽減判定の所得の引上げとなってしまいますので、不利益が生じないように軽減判定の所得の計算方法を示しております。軽減判定の基準については、給与、公的年金所得者の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た額を加算した金額を軽減判定基準としております。

次に、第 2 号でございます。ここでは、保険税の 5 割を軽減する基準が示されております。軽減判定の基準について、給与、公的年金所得者の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た額を加算した金額に、1 人につき 28 万 5,000 円を加算した金額を軽減判定基準としております。

次に、第 3 号でございます。ここでは、保険税の 2 割を軽減する基準が示されております。軽減判定の基準について、給与、公的年金所得者の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た額を加算した金額に、1 人につき 52 万円を加算した金額を軽減判定基準としております。

続きまして、第 25 条について。こちらについては、条文整理となっております。

続いて、附則の第 2 条です。公的年金等に係る課税の特例により、第 24 条に係る軽減判定基準の見直しに合わせた規定整備及び条文整理となっております。

第 4 条及び第 5 条については、低未利用地の特別控除について、長期及び短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例条項で条文整理等を行っているものです。

改正附則でございます。第 1 条、この条例は公布の日から施行いたします。

第 2 条、改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

8 番、山本議員。

○8 番（山本研一）

8 番、山本です。

内容、あまり専門的なことなので深くよく分からぬのですけれども、この条例改正で影響を受ける、実際に影響を受ける町民の方というか健康保険に入っている加入者、どのぐらいおられるのですか。ざっくりでいいのですけれども。

○議長（吉田敏郎）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

少し内容について、最初に御説明をいたします。

給与の所得の方と公的年金の方は、所得税法上、控除額が10万円ほど引き下げられました。今回について。その代わり、基礎控除のほうが10万円上がります。それにつられまして、国民健康保険税につきましても、給与と年金の方については所得に換算するものが10万円引き下げられたために、国民健康保険の税金を計算するときにも基礎控除を合わせまして10万円を引き上げる。給与と年金の方については、10万円同士なので差引き0ということになります。

それに対しまして、今回の税制改正がフリーランス、事業収入のある方について少し何か持たせようというところで改正が決まりましたので、フリーランスの方は収入から所得にする控除というものは全く必要経費で変わっておりません。国民健康保険の計算をする基礎控除だけが43万円上がるということになりますので、今回につきましては、フリーランスの方が令和3年度の国民健康保険税の計算上では、おおよそ276万円ほど国民健康保険税が減額になるという計算を、今の加入者の方の計算では、なっております。ですから、276万円、フリーランスの方、事業収入がある方について減額になる見込みとなります。

ちょっと何人かというところが、詳しく、そこが出ていないのですが、営業収入がある方というのは、今の段階では232名おられます。農業の収入がある方が18名おられるという状況であります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

はい、分かりましたというか、ちょっと難しいことなのです。ありがとうございます。また、御丁寧な説明を。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第6号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんか。よろしいですね。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を10時25分とします。

午前10時09分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午前10時25分

○議長（吉田敏郎）

日程第6 議案第7号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。令和3年度から令和5年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、新型インフルエンザ等特別措置法の一部改正に伴う所要の改正をしたいもので、開成町介護保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第7号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例について御説明をさせていただきます。

本条例は、介護保険料の改定を主とする改正案となっております。まず、開成町の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ですが、今年度をもって第7期3年間の計画が終了いたします。令和3年度から5年度の3年間を計画期間とする第8期計画を策定しております。その中では、開成町の高齢化率は令和2年の24.7%から3年後の令和5年には25.1%と推計され、また、要介護・要支援認定者も同

様に増加傾向にあり、いわゆる団塊の世代の方が後期高齢者となる2025年、令和7年、これをにらんで今後もこの傾向が続いていくものと見込まれます。

それに伴いまして、介護保険に係る給付費の見込みにつきましても、予防給付、介護給付とともに増加すると見込んでおります。第8期計画3年間の総費用額は約39億2,000万円と第7期の30億7,000万円を大きく上回り、率として1.27倍になるものと推計しております。

そのような中、本条例で改定を御提案する介護保険料につきましては、第8期計画中のサービス見込み量を十分に精査いたしまして必要となる保険料を算出いたしました。また、推計に当たりましては、被保険者数の今後の見込み、また認定者数の見込み、介護サービス・介護予防サービスのサービス量の見込み、それと介護報酬の改定も踏まえまして、国のシステムである見える化システムに入力した結果を加え、神奈川県のヒアリングによる調整を経て策定をしたものでございます。

その結果、保険料の収入必要額につきましては、基準額で月額5,958円と算定されましたが、介護保険財政調整基金を1億円取り崩すことによりまして保険料の急激な上昇を抑制することとし、月額588円を補填し基準額を5,400円と設定いたしました。第7期と比べますとプラス40円、プラス、率で言いますと0.75%でございます。年額では、6万4,800円となります。

さらに、所得段階につきましては、第7期計画までの所得段階の弾力化を継承し、国基準の9段階に対して開成町では13段階とさせていただいております。各所得に応じた、きめ細かな保険料設定を行っております。なお、参考資料として介護保険料所得段階一覧（案）を配付いたしておりますので、併せて御覧ください。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の定義に関しまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布及び施行されたことにより削除され、新型コロナウイルス感染症に係る規定を条文上に明記する必要が生じましたので、先ほどの国民健康保険条例と同様に、この部分についても条例の一部を改正いたしております。

それでは、議案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町介護保険条例の一部を改正する条例。

開成町介護保険条例（平成12年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただきまして、右が改正前、左が改正後となります。

まず、第5条の第1号から第4号でございますが、こちらは所得段階の第1段階から第4段階に対応するもので、生活保護の受給者や世帯全員が町民税非課税の方に対し、それぞれの徴税率を掛けて保険料を算出しているものでございます。

続いて、第5号は第5段階に対応いたします。本人が町民税非課税、世帯中に課

税される方がおり、本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方が対象でございまして、こちらが基準額になります。月額で5,400円、年額6万4,800円となります。

次の第6号は、6段階に対応するものでございます。本人の前年の合計所得額が120万円未満の方が対象となります。

次の第7号から第13号は、所得段階の第7段階から第13段階までに対応するものでございます。各所得金額により段階決定がなされております。

次に、附則でございます。第9条でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症から、表に記載のとおり改正いたします。

改正附則です。第1条、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。ただし、改正後の附則第9条の規定は公布の日から施行し、新型インフルエンザ等特別措置法等の一部を改正する法律の施行日から適用いたします。

第2条、改正後の開成町介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用いたしまして、令和2年度分までの保険料については従前の例によります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

ただいま課長から御説明をいただいた中で、介護保険料の所得段階についての御説明は表をもった形で御説明いただきました。国の基準が9段階であるわけでございますが、開成町におきましては13段階という形で、きめ細やかな対応をすることで大変にすばらしいことだなと思います。その辺の内容につきまして、再度、どの部分が特に国の基準よりも4段階増やしたことで特段の配慮というものがなされるふうに予想されておるのか、御答弁願いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、前田議員の御質問にお答えいたします。

国の基準は9段階ということで申し上げております。第5段階が基準額ということで、国のはうも第5段階が基準額という形になっておりまして、国のはうでは6段階以降が基準額、すみません、今、参考資料ということで御提示させていただいております第6段階から第13段階まで、1.2から2.1と記載しておりますけれども、国のはうでは今現在、6段階の基準1.2から9段階の1.7という形で刻んでおります。ですので、こちらの後段の部分についてのこちらの段階が増えて調

整率が変わっているという、そのような形でございます。

御説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

今の御説明を受けますと、後半部分というところに段階を細かくしたということで、所得額の多い方が、机上におきましては多い方々を視点に置いた形で段階の区分をなされたということでございますが、基準額の前の段階の部分で、本町として、もう少し細かくというような調整率の率の数値を勘案した中での御検討というようなことは、なされたのでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

前田議員の御質問にお答えいたします。

第1段階から第3段階につきましては、既に、御承知のとおり、消費増税の関係での軽減措置が第1から第3には入っております。この国基準を開成町のほうでも採用しておりますので、こここの部分はそこで軽減という形を取っております。

第4、第5につきましては、こちらは基準どおりでございますが、低所得者の方へ優しい部分ということで国の基準等を準用させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

○11番（前田せつよ）

はい。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第7号　開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんか。よろしいですね。それでは、採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第7 議案第8号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。国が定める基準の改正に伴い、虐待の防止、感染症の予防等に関する基準を定める必要があるため、開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第8号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明させていただきます。

国において3年に一度、介護報酬等の改定に合わせまして各介護サービスの見直しを行っております。今回は、国で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等について改正が行われました。これを受けまして、開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

サービス系列ごとに、主な改正点を御説明させていただきます。

まず、訪問系サービスでございますが、夜間対応型の訪問介護事業に係るオペレーターの基準、オペレーターといいますのは通報に基づいて利用者の方からの通報を受けて応対等を行う方でございますが、そちらの基準が見直されております。

次に、通所系のサービスの基準では、認知症対応型の通所介護の管理者の配置基準が緩和されました。

次に、多機能型サービスでは、小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しが行われました。

次に、居宅系のサービスでございますが、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症グループホームにおきましては、新たにサテライト型の基準が創設されました。また、認知症グループホームの夜勤職員体制も見直されております。

次に、施設系サービスでございますが、地域密着型介護老人福祉施設入所者の生活介護、いわゆる地域密着型の特養において人員配置基準が見直されております。

そのほか、全サービスの共通事項として、感染症対策の強化や業務継続に向けた取組みの強化、ハラスメント対策の強化、各種会議や多職種連携時におけるＩＣＴの活用等が規定されております。

御説明の中で介護サービスごとに同様の改正を行っている部分が多くございますので、そのような点と条項整理に係る点につきましては御説明を省略させていただきたいと存じます。

それでは、議案を御覧ください。

開成町条例第 1 号。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年開成町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただきまして、右が改正前、左が改正後となります。

初めに、目次でございます。少し飛びまして、第 10 章で雑則を新設しております。内容は後ほど御説明いたしますが、電磁的記録等に係る規定でございます。

条例本文に移ります。

まず、第 3 条に第 3 項及び第 4 項を新設いたします。第 3 項は利用者的人権の擁護と虐待の防止のための研修の規定、第 4 項は介護保険関連の情報の有効活用を規定しているものでございます。

次の第 6 条第 5 項は、条項整理でございます。

次の第 31 条からは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の規定です。まず、運営規程に第 8 号として虐待防止のための措置に関する事項を追加しております。

次の第 32 条第 5 項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所におけるハラスメント対策の強化を規定しております。

次の第 32 条の 2 では、業務継続に向けた取組の強化を規定しております。感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけております。

次の第 33 条第 3 項は、感染症対策について規定を新設しております。

次の第 34 条第 2 項は、運営規程の掲示に係る見直しでございます。利用者の利

便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程の重要事項について、事業所の掲示だけでなく閲覧可能な形でファイル等で整えておくことを可能としました。

第39条は、協議会開催時におけるＩＣＴの活用です。テレビ電話等を活用しての実施を認めるものでございます。

次の第40条の2は、高齢者虐待防止の観点から、虐待発生及び再発防止のための委員会の開催や指針の整備、研修の実施などを義務づけるものでございます。

次の第47条からは、指定夜間対応型訪問介護事業者に関する規定でございます。第47条から第47条第7項では、オペレーターの配置基準の緩和等について規定しているものでございます。

次の第55条は、虐待防止について追加したほか、第56条から第56条第5項で勤務体制の確保やハラスメント対応、第57条で地域との連携による介護の提供について規定しております。

第59条は省略させていただき、59条の12からは指定地域密着型通所介護事業所の規定でございます。これまでと同様、虐待防止の措置、勤務体制の確保のほか、第59条の15で非常災害対策の新設、第59条16第2項で感染症対策の規定を新設しております。

次の第59条の20、第59条の20の3は御説明を省略し、第59条の34でございます。ここからは、指定療養通所介護事業所の規定です。内容については、これまでと同様でございます。

少し飛びまして、第73条から指定認知症対応型通所介護事業所の規定でございます。こちらも内容は同様でございます。

第82条から、小規模多機能型居宅介護事業所の規定です。第6項は、小規模多機能型居宅介護事業所における従業者の兼務ができる範囲の変更規定でございます。

第83条は条項の整理、第87条は会議におけるテレビ電話等の活用でございます。

第100条は、運営規程に虐待防止を追加しています。

第108条は準用規定、第110条から第123条にかけては、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の緩和規定やサテライト型事業所の規定、外部評価や従業者への研修等について規定しております。

第138条からは、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の規定です。内容は、これまでと同様でございます。

第151条からは、指定地域密着型介護老人福祉施設の規定です。同様に、従業者の規定や虐待の防止措置、従業者への研修を規定するほか、第163条の2、第163条の3では、入所者の栄養管理、口腔衛生の管理を規定しています。

第180条からは、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の規定でございます。ユニット居宅の設備基準の一部変更等を規定しているものでございます。

第203条は、地域密着型サービス全般にわたり、書面に代えて電磁的記録を可能とするものでございます。

改正附則でございます。施行期日ですが、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

第2項以下は経過措置で、それぞれの項目について3年間の経過措置を設けるもので。その間は努力義務として扱われます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第8号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 議案第9号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。国が定める基準の改正に伴い、虐待の防止、感染症の予防等に関する基準を定める必要があるため、開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第9号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明いたします。

先ほどは指定地域密着型サービスの基準でございましたが、こちらは指定地域密着型の介護予防サービスの基準の改正となります。

それでは、議案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年開成町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただきまして、右が改正前、左が改正後になります。

まず、目次でございますが、第5章といたしまして雑則を新設いたします。内容は、後ほど御説明いたします。

次に、第3条に第3項及び第4項を新設いたします。第3項は高齢者虐待防止の観点から、体制の整備や研修実施などを義務づけるものでございます。第4項は、介護保険関連の情報を活用した計画の作成や事業所単位でのP D C Aサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨しているものでございます。

第8条からは、介護予防認知症対応型通所介護の規定です。第8条及び第9条は、文言及び条項の整理です。

第10条は、管理者の配置基準の緩和でございます。人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設、事業所の職務と合わせて他の職務に従事することを可能としています。

第27条は、第10号として虐待の防止を追加しております。

第28条第3項は、認知症介護基礎研修の受講の義務づけでございます。介護に直接関わる職員のうち医療、福祉関係の資格を有しない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけております。

次の第4項は、ハラスマント対策の強化でございます。

次に、28条の2及び次の第2項、第3項は、業務継続に向けた取組みの強化を新設しております。感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけております。

次に、第30条第2項は、地域と連携した災害対応の強化でございます。

次の第31条の2第1号から第3号は、感染症対策の強化を新設しています。感

染症の発生及び蔓延等に関する取組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を義務づけております。

次の第32条第2項は、運営規程等の掲示に係る見直しでございます。

次の第37条の2は、高齢者虐待防止の観点から、虐待の発生及び再発防止のための委員会の開催や指針の整備、研修の実施などを義務づけるものでございます。

第39条は、運営に係る協議会におけるICTの活用でございます。テレビ電話等を活用しての実施を認めるものでございます。

次の第44条からは、介護予防小規模多機能型居宅介護の規定でございます。第44条第6項は人員配置基準の見直しで、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合、管理上支障がなければ、管理者、介護職員の兼務を可能としております。

次の第7項及び次の第45条第3項は、条文整理でございます。

次の第49条は、会議の開催に当たり、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものでございます。

第57条は、虐待防止の規定を新設しております。

第65条は、条項の準用規定となります。

第71条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の規定でございます。地域の特性に応じた認知症グループホームの確保と、夜勤職員体制の見直しが行われております。認知症グループホームにおいて地域の特性に応じたサービスの整備、提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化することと共に夜間、深夜時間帯の職員体制の緩和を可能とするものでございます。

第5項は計画作成担当者の配置基準の緩和、第9項から次の第72条、第74条は、人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設するものでございます。

第78条第3項第1号は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用しての実施を認めるもの、第79条は文言整理でございます。

第80条第7号は、虐待防止の規定の新設です。

次の第81条第3項は認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、第4項はハラスメント対策の強化の規定の新設でございます。

第86条は、条文の準用規定でございます。

第87条第2項は、外部評価に係る運営推進会議の活用規定です。既存の外部評価を維持した上で自己評価を行い、これを運営推進会議に報告し評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置づけております。

次の第91条及び第2項は、記録の保存に係る見直しでございます。事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明文化しております。

附則でございます。第1条、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

附則の第2条から第5条は、それぞれの項目について3年の経過措置期間を設けるものでございます。その間は努力義務となります。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第9号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんか。よろしいですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 議案第10号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。国が定める基準の改正に伴い、虐待の防止、感染症の予防等に関する基準を定める必要があるため、開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第10号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により

議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明いたします。

こちらも国で定める指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正を受けまして、町の条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年開成町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただきまして、右が改正前、左が改正後でございます。

まず、目次でございますが、第7章、雑則に第37条を追加いたします。これは、条項新設による項ずれでございます。

次に、第4条に第5項及び第6項を新設いたします。第5項は、高齢者虐待防止の観点から体制の整備や研修実施などを義務づけております。第6項は、介護保険関連の情報を活用した計画の作成や事業者単位でのP D C Aサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨しているものでございます。

次の第20条、運営規程では、第6号で新たに虐待防止のための措置に関する事項を新設しております。

次に、第21条第4項において、介護サービス事業者に対し適切なハラスメント対策を求めております。

次に、第21条の2及び次の第2項、第3項は、業務継続に向けた取組の強化を新設しています。感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけております。

次の第23条の2第1号から第3号は、感染症対策の強化を新設しております。

次の第24条第2項は、運営規程等の掲示に絡む見直しでございます。

次の第29条の2は、高齢者虐待防止の観点から、虐待の発生及び再発防止のための委員会の開催や指針の整備、研修の実施などを義務づけるものでございます。

第33条第9号は、会議や多職種連携によるI C Tの活用でございます。各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用して実施を認めるものでございます。

次の第36条及び第2項は、記録の保存等に係る見直しでございます。事業者における諸記録の保存、交付については、原則として電磁的な対応を認めることとし、

その範囲の明文化に努めます。

附則でございます。第1条、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

附則の第2条から4条につきましては、経過措置でございます。それぞれの項目につきまして、3年の経過措置期間を設けるものでございます。その間は努力義務となります。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第10号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第10 議案第11号 開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。国が定める基準の改正に伴い、虐待の防止、感染症の予防等に関する基準を定める必要があるため、開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第11号 開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

こちらも、国で定める指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正を受けまして、町の条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただきまして、右が改正前、左が改正後でございます。

まず、目次になります。第6章、雑則に第35条を追加いたします。これは、新設条項による項ずれでございます。

次に、第4条に第5項及び第6項を新設いたします。第5項は、高齢者虐待防止の観点から体制の整備や研修実施などを義務づけたものでございます。第6項は、介護保険関係の情報を活用した計画の作成や事業所単位でのP D C Aサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨しているものでございます。

次の第6条第2項は、やむを得ない場合の管理者の基準を緩和する規定です。

次の第7条第2項は、質の高いケアマネジメントの推進の観点から、事業者に対し利用者に説明を行うことを新たに求めるものでございます。具体的には、前の6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合と、その各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について説明をするものでございます。

次の第16条第9号は、会議や多職種間連携におけるI C Tの活用でございます。各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものでございます。

次の第21号では、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応です。区分支給限度額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占めるなどのケアプランを作成する事業者を事業者単位で抽出するなど、点検・検証の仕組みを構築するものでございます。

次の21条では、第6号として虐待防止のための措置に関する事項を新設しております。

次に、第22条第4項において、介護サービス事業者に対し適切なハラスメント対策を求めております。

次に、第22条の2では、業務継続に向けての取組みの強化を新設しております。感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけております。

次の第24条の2第1号から第3号は、感染症対策の強化を新設しております。感染症の発生及び蔓延等に関する取組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を義務づけるものです。

次の第25条第2項は、運営規程等の掲示に係る見直しでございます。

次の第30条の2は、高齢者虐待防止の観点から、虐待の発生及び再発防止のための委員会の開催や指針の整備、研修の実施などを義務づけるものでございます。

次の第34条は、記録の保存等に係る見直しです。事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めるものとし、その範囲を明文化しております。

附則でございます。第1項、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

附則の第2項、第3項は、第6条に規定する管理者条件に係る経過措置です。また、第4項、第5項は、それぞれの項目について3年間の経過措置を設けるものでございます。その間は努力義務となります。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第11号 開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れ、ございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第11 議案第12号 開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。民法の一部改正に伴い、連帯保証人の保証に係る極度額を定めるとともに、単身高齢者の増加等の町営住宅を取り巻く状況を踏まえ連帯保証人の人数を変更するため、開成町営住宅条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第12号　開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定することについて。開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明いたします。

令和2年4月の民法の一部改正により、新たな賃貸借契約におきまして保証人を求める場合、保証人が保証する限度額を定めなければ効力を生じないこととされました。また、国土交通省による公営住宅管理標準条例（案）が平成30年3月に改定され、保証人の確保が入居の支障とならないよう標準条例（案）から保証人に関する規定を削除し、保証人を求める場合は家賃債務保証会社の活用を勧めているところでございます。今後は身寄りのない高齢者が増加し、町営住宅の入居に際して保証人の確保が困難になることが予想されます。そのため、町営住宅条例において連帯保証人の見直しを行い、改正を行うこととしたものでございます。

まず、1点目は連帯保証人制度について、債務保証の観点から保証人条項を残すものの保証人の確保が困難になることを想定し、現行の2名を1名とし、特段の事情がある場合には不要といたします。

2点目は、連帯保証人の保証する限度額を入居時の契約家賃相当額の12月分と設定いたします。

それでは、議案を御覧ください。

開成町条例第　号。

開成町営住宅条例の一部を改正する条例。

開成町営住宅条例（平成9年開成町条例第16号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただきまして、左が改正後、右が改正前でございます。

第12条第1項第1号は、保証人の数を現行2名から1名とするものでございま

す。

次の第2項は新設条項で、連帯保証人の保証する限度額を入居時の契約家賃相当額の12月分を設定するものです。

第3項及び第4項は、条文整理となります。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行いたします。

御説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第12号　開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第12　議案第13号　足柄上地区介護認定審査会の共同設置に関する協議についてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。足柄上地区1市5町において介護認定審査会を共同設置することについて、関係市・町と協議する必要があるので本案を提案いたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第13号　足柄上地区介護認定審査会の共同設置に関する協議について。

地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、別紙の規約により足柄上地区介護認定審査会を共同設置することについて、関係市町と協議する。よって、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、今回の共同設置に関する協議について御説明いたします。

現在、足柄上衛生組合におきまして実施しております足柄上地区1市5町の介護認定審査会を、今年10月から新たに南足柄市に事務所を置き足柄上地区1市5町で共同設置するため、本規約を提案するものでございます。

次のページを御覧ください。

足柄上地区介護認定審査会共同設置規約でございます。

第1条は、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の1市5町が介護認定審査会を共同で設置することを記載しております。

第2条では、介護認定審査会の名称を足柄上地区介護認定審査会としております。

第3条では、審査会の執務場所を南足柄市内としております。

第4条では、審査会の委員の定数を60人以内としております。

第5条では委員会の委員の選任方法を規定しており、第1項で審査会の委員は関係市・町の長が協議して定める候補者を南足柄市長が選任するとしております。第2項では、審査会の委員に欠員が生じた場合の措置を記載しております。

第6条では、審査会の負担金について記載しております。審査会に要する費用は関係市・町で負担し、負担すべき額は関係市・町の長が協議して決定いたします。関係町は負担金を南足柄市に支払うものと規定いたしまして、負担金の支払いの時期は関係市・町の長が協議して決めることとしております。

第7条では、審査会に関する予算は南足柄市の介護保険事業特別会計に計上すると規定しております。

第8条では、審査会に関する決算方法について南足柄市議会の認定に付したときは、その決議を関係町の長に報告することとしております。

第9条では事務の管理及び執行につきまして、第10条では委員の報酬などについて、それぞれ南足柄市の条例、規則等において定めるものとし、あらかじめ各町と協議するものとしております。

第11条では審査会の委員の懲戒処分などについて規定しており、あらかじめ関係町の長と協議することとしております。

第12条では、審査会の庶務を南足柄市において処理するとしております。

第13条では、規約に定めるもののほか、審査会の運営や審査会に関する必要な事項は、関係市・町の長が協議して定めるものとしております。

附則でございます。1として、規約の施行期日は令和3年10月1日としております。

2の準備行為としては、令和3年4月1日からにしています。

3では条例等の公表として、規約の施行の際に各町は関係する南足柄市の条例、規則等を公表するものとしております。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

この足柄上地区、南足柄も入った形で共同設置することによって、介護認定の審査のスピードが速くなるとか、そういったことというのはあるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

武井議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のようにスピードが速くなるということでのお話でございますが、実は、今現在、紙ベースでのやり取りをしておりまして、職員がデータを足柄上衛生組合に持っていきまして、結果をまた職員が持ってくるというような手続を取っております。今度、新たに実施する場合には電算機能のシステムを使ったものになりますので、そういった部分でも効率化が図られるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

電算化されることによってスピードになるのではないかということなのですが、具体的には、今まで紙を使っていたときには、このくらいの期間だったのだけれども、電算化することによって、このくらい短縮されるだろうというものはあるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

明確に何日というところまでは、これから運営していく形になりますけれども、推測といいますか予測でございますが、紙ベースでございますと、紙ベースを足柄上衛生組合にお持ちいたしまして、衛生組合の職員の方が入力を手入力しております。それを、今度は各市・町の職員が自らデータを入力しまして、そのデータをそのまま南足柄市が取り込む形になりますので、持つていって打ち込むというような、その辺の手間は省けます。もうデータがすぐに打ち込んだ段階で出来上がるという形になりますので、その分の時間は短縮されるということで、日数的に積み重ねでございますけれども、かなり短縮が図られてくるのかなというようなイメージでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに。

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

7番、井上です。

確認をさせていただきたいところがあります。半年間の準備期間を経て10月1日からこの規約が施行されるわけですけれども、庶務が足柄上衛生組合から南足柄市に移るということですけれども、制度が変わると運用も変わるときがありますので、第4条について御質問させていただきます。

現在のところ審査会の委員の定数は60名、1市5町ありますから単純に1町10名ぐらいかななどという漠然とした数が予測されるわけでございますけれども、これも半年後に町長が第5条において協議で定めることになりますけれども、この数に、制度の運用が変わることによって数が変わるものなのか、現在やっているので、そのままいく可能性なのか、この辺、見通しを教えていただければと思いますけれども。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

井上議員の御質問にお答えいたします。

現在、審査会の委員数は54人という形で運営しております。審査会は六つの合議体で構成されておりまして、一つの合議体に委員が9人から13人で構成されているということでございます。こちらの中での構成ということで、令和2年度につきましては年間で153回の開催を予定しているということでございますが、おおむね週3回というような状況になります。ですので、現在、54を60ということで6人分増やしますが、審査する委員の負担を減らすというところもありまして、当番制にして審査会を運営する形での状況ではあるということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

私、似た質問なのですけれども、ちょっとダブるかもしれません。大体、委員さん、私が調べた感じだと5名から8名というような形という感じだと思うのですけれども、今、話を聞いていると、ちょっと多いかなという感じがするのですけれども、その辺について、ちょっと変な話ですが、経費というか、かかるところがありますので、人数を減らす考え方というのはできないのか、お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

佐々木議員の御質問にお答えします。

すみません。ちょっと説明の不足がございました。合議体の委員は9人から13人と申し上げましたが、委員会 자체は議員おっしゃるとおり5人で審査をしているという状況です。5人の方が審査会に出るのですが、その5人を9人ないし13人の中で回していくという、そういう形になりますので、形としては、そういう状況であると思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。

次に、現在、今も運営されているわけですけれども、そのまま引き継ぐ、でも、体制がちょっと変わるということで、一つ、6条の負担金なのですけれども、こちらに今までとちょっと影響が出てくるのか、変わってくるのか、それとも今までのままなのか。今までのままなら、今、どのような形で負担金を決められているのか、その辺、お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

負担金につきまして、御質問でございます。

今現在、負担金につきましては、均等割と、それから件数の割合に応じまして負担割が決められております。今後につきましても決め方については均等割と件数割という形で、変わりはございません。ただ、初年度につきましては、先ほどシステム導入というお話をさしあげました。システムを導入する関係がありまして、各市・町にそれぞれ機器を導入する関係がありますので、そこで若干プラスが生じますけれども、その後は以前と同じ、もしくは、もう少し下がるのではないかという見込みが出ております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。

あと、最後に一つ確認させていただきたいのですけれども、委員さんの任期、これ、これも私が違うところを見ているのかも分からぬけれども、大体2年というようなところで私は認識しているのですけれども、この辺の任期というのは規定に記載されていませんけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（吉田敏郎）

大丈夫ですか。福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

お答えいたします。

任期に関しまして、こちらの中ではうたっておりませんで、内容につきましては、委員さんの任期について、今後、審査会の庶務、それから管理等の部分で別途、うたっていくような形になろうかと思いますが、現時点におきましては、すみません、こちらの今の規則の中では触れていないような状況ではございます。今後、審査会の委員さんにつきまして新たに制定していきまして、その中で決定していくような形になっていくかと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

○2番（佐々木昇）

質問していいですか。

○議長（吉田敏郎）

いや、4回目でありますけれども。

○2番（佐々木昇）

確認だけ。そういう形で、問題はないということでいいのですよね。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

はい。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

介護審査会については、いろいろと思い入れがあるものですから。もともと足柄上郡5町と南足柄と別々にやっていたのを一緒にやらないかというのは、私が大分前に一般質問して、結果、こういうふうになったということで、思いがあるわけですけれども、この規約についての話でちょっと関連して、審査会の運営基準とか運営要綱とか、そういったものが別途定めてあるのであれば、そちらのほうでまたお聞きしたいと思いますけれども、定めてありますか。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

まずは規約をこの段階で定めさせていただきまして、10月に正規に立ち上がる前までに、そちらの細部の部分の詳細を詰めていくようなスケジュールでございま

す。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

そうしたら、その際のときに同僚議員が質問したような委員の任期とか、あと審査会を開催するに当たって、委員は60人以内となっていますけれども、それは委員が1人でも審査会が開催できるのかどうか、最低、委員の出席人数が規定されないと審査会そのものが有名無実になってしまうといけないので、その辺のところをしっかりと決めていっていただきたいと思いますので、お願ひいたします。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

こちら、内容につきまして、今後、議員御指摘のような形で進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいでしょうか。何かありますか。

副町長。

○副町長（加藤一男）

今、ちょっと任期の件、調べさせていただきました。介護保険法施行令というのがありまして、任期は2年になっています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいでしょうか、佐々木議員、茅沼議員。

ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第13号 足柄上地区介護認定審査会の共同設置に関する協議について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんか。よろしいですね。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午前11時38分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午後 1時30分

○議長（吉田敏郎）

日程第13 議案第14号 令和2年度開成町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第14号 令和2年度開成町一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度開成町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億309万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億6,393万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

繰越明許費補正。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債補正。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、3ページに移りたいと思います。3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入、8款環境性能割交付金から21款町債まで、合わせて6款、4ページに移りまして歳出になります、1款議会費から13款予備費まで、合わせて10款につきまして、総額1億309万3,000円を増額補正し、合計額は85億6,393万7,000円とするものでございます。

それでは、5ページを御覧いただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正です。3款民生費、2項自動福祉費、事業名、放課後児童対策事業費、金額1,144万円。7款土木費、4項都市計画費、事業名、駅前

通り線周辺地区土地区画整理事業費、826万1,000円でございます。

第3表の地方債補正です。起債の目的、減収補てん債、限度額1億500万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

関連しまして最終ページになります。24ページになります。

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高、並びに当該年度末における現在高の見込に関する調書を掲載してございますので、御参照いただければと思います。

それでは、事項別明細書により説明させていただきたいと思うのですけれども、その前に、すみませんけれども修正させていただきたい箇所が1か所ございます。大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

ページは18ページになります。中段の7番の土木費、2項の道路橋りょう費、1目の道路維持費でございます。説明欄が空欄となってございます。「財源更正」という文字が抜けてしまいました。大変申し訳ございませんでした。「財源更正」をここに記載したいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、補正予算の詳細を歳入歳出事項別明細書により御説明させていただきたいと思います。9ページになります。お願ひいたします。

9ページの歳入になります。8款環境性能割交付金、説明欄が環境性能割交付金、650万円の減額補正となります。こちらは、令和元年10月から自動車取得税が廃止されてございます。今回、新たに創設された交付金でございます。税制改正等に伴う減収分によるものでございます。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保険基盤負担金、説明欄、介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金、9万7,000円の減額補正です。介護保険事業特別会計において、介護保険料の所得段階、第1段階から第3段階の低所得者のための保険料につきまして、消費税増税に伴う介護保険料の軽減強化分を被保険者の方の前年度の実績に基づき算出した額を減額補正するものでございます。

続きまして、2節障害者介護給付費等負担金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金、385万円の増額補正となります。歳出で御説明いたします自立支援給付費の障害福祉サービス分の増加分のうち、国負担分を計上するものでございます。負担率は2分の1です。

続きまして、障害者自立支援医療費負担金（更生医療）、390万円の減額補正でございます。歳出で御説明いたします自立支援医療給付関係費の更生医療費の減額分のうち、国負担分を減額するものでございます。

○子育て健康課長（田中美津子）

続いて、3節児童福祉費負担金、説明欄、子どものための教育・保育給付費交付金、2,048万4,000円の増額です。こちらは民間保育所等への施設型給付の増額分に対する国負担分で、変更交付に伴う増額分となっております。負担割合

は2分の1です。

次に、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金、3節子ども・子育て支援交付金、説明欄、保育対策総合支援事業費補助金、1,750万円の減額でございます。今年度計画しておりました保育整備事業費を中止したため、国補助金を全額減額するものでございます。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

続きまして、5節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、説明欄、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、11万2,000円の増額でございます。こちらは、平成30年度税制改正に伴う後期高齢者医療保険料システムの改修に対応するための補助金でございます。

4目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金、176万4,000円です。ワクチン接種に必要な予約や予診票作成のシステム構築に対するもので、補助率は10分の10となっております。

○街づくり推進課長（高橋清一）

続いて、6目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金、335万円の減額でございます。こちらは、交付金が確定したことによる減額でございます。

続いて、2節都市計画費補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金、421万9,000円の増額でございます。こちらについても、交付金が確定したことによる増額でございます。

○学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、7目教育費国庫補助金、3節幼稚園費補助金、教育支援体制整備事業費交付金、25万円の増額でございます。国の令和2年度第3次補正予算における令和2年度教育支援体制整備事業費交付金に係ります、児童教育の質の向上のための緊急環境整備といたしまして、新型ウイルス感染症の影響が長期化することが見込まれる中で、幼稚園において教育活動を継続していく上で必要な感染症対策を行うために、子どもの健やかな学びを保証することを目的に必要な支援が措置されるもので、幼稚園の感染症対策として必要となる保健衛生用品等の購入費を補助対象経費といたしまして、1施設当たり交付基準額上限50万円に補助率2分の1を乗じた25万円を計上するものでございます。

続いて、4節公立学校費補助金、学校保健特別対策事業費補助金、239万5,000円の増額でございます。同じく国の令和2年度第3次補正予算における感染症対策等の学校教育活動継続支援事業といたしまして、学校の感染症対策等を徹底しながらコロナ禍に対応するための教職員の質向上を図りつつ、学校教育活動を円滑に継続するために必要な事業を校長の判断で迅速かつ柔軟に対応できるよう国が緊急的な措置として支援するもので、小・中学校1校当たりの上限額80万円、補助率は2分の1となります。使途につきましては歳出側で説明をいたしますが、当補助

金を活用した各学校の事業予算額につきましては、開成小学校 159万6,000円、開成南小学校 159万6,000円、文命中学校 159万8,000円、合計 479万円となります。

10ページをお開きください。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節、保険基盤安定負担金、説明欄、後期高齢者医療保険安定制度県負担金、246万4,000円の減額でございます。こちらは、実績が確定したことにより特別会計側の補正に伴う減額を行うものでございます。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、介護保険低所得者保険料軽減県負担金、7万9,000円の増額補正でございます。介護保険事業特別会計において、介護保険料の所得段階、第1段階から第3段階の低所得者の方の介護保険料につきまして、消費税増税に伴う介護保険料の軽減強化分を被保険者の方の今年度の見込みに基づき算出した額を増額補正するものでございます。

続きまして、2節障害者介護給付費等負担金、説明欄、障害者自立支援給付費等負担金、192万5,000円の増額補正です。国庫支出金と同じく、自立支援医療給付関係費、更生医療費の減額分のうち県補助金を増額するものでございます。ごめんなさい。減額分ではなく増額分でございます。更生医療費の増額分についてでございます。県補助金補助分を増額するもので、負担率は4分の1でございます。

続きまして、障害者自立支援医療費負担金（更生医療）、195万円の減額補正でございます。国庫支出金と同じく、自立支援医療給付関係費の更生医療費の減額分のうち県補助分を減額するものとなります。

○子育て健康課長（田中美津子）

次に、3節子どものための教育・保育給付費交付金、591万8,000円の増額です。こちらは民間保育所等へ支払う施設型給付の県負担分で、変更交付に伴う増額となっております。補助率は4分の1です。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄、重度障害者医療費補助金、200万円の減額補正となります。県からの重度障害者医療費補助金の交付額に見合った額とするため、減額補正をするものでございます。

○子育て健康課長（田中美津子）

続いて、3節児童福祉費補助金、説明欄、小児医療費助成事業費補助金、550万1,000円の減額です。小児医療費の県補助分で、変更交付に伴う減額となります。補助率は2分の1です。

○防災安全課長（小玉直樹）

続きまして、10目市町村地域防災力強化事業費補助金、説明欄、市町村地域防

災力強化事業費補助金、197万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、市町村地域防災力強化事業費補助金の変更交付決定額が当初予算額を上回ったため、その増額分を補正するものでございます。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、17款寄附金、1項寄附金、2目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金、説明欄、社会福祉事業寄附金、2万9,000円の増額補正でございます。篤志家の方から福祉事業に対しまして3万円の寄付を頂きました。当初予算で1,000円の窓口予算を計上しておりますので、差額分の2万9,000円を増額補正するものでございます。

○学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、9目教育費寄附金、1節教育総務費寄附金、教育振興事業寄附金、102万9,000円の増額でございます。教育振興にとの趣旨から民間企業様より100万円、篤志家の方から3万円の寄附金となります。

○企画政策課長（山口哲也）

続きまして、20款諸収入、4項雑入、1目雑入、2節総務費雑入、説明欄、神奈川県市町村振興協会市町村交付金、101万9,000円の増です。宝くじの売上げを原資に市町村に配分するものですが、今年度につきましてはハロウィンジャンボの売上げが伸びたことから市町村への配分金が増えるものでございます。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

4節衛生費雑入、説明欄、後期高齢者低栄養防止事業補助金、369万円の減額です。後期高齢者広域連合からの補助金で、本事業の補助基準を満たさないことによる減額分となっております。補助率は10分の10でございます。

○財務課長（小宮好徳）

それでは、21款町債になります。説明欄、減収補てん債、1億500万円の増です。新型コロナウイルス感染症の影響による法人町民税法人税割の減収、また、消費の落ち込みで今年度に限りまして減収補てん債の対象税目特例分としまして地方消費税交付金、市町村たばこ税、地方揮発油税交付金などの消費や流通に係る7税目について減収補てん債の対象税目に加えられました。本町でも、法人町民税法人税割の減収、地方消費税交付金、市町村たばこ税、地方揮発油税交付金の減収に伴いまして減収補てん債を活用するものでございます。

続きまして、歳出に移りたいと思います。次ページの12ページとなります。

最初に、すみませんけれども、人件費につきまして総務課長より御説明申し上げます。

○総務課長（中戸川進二）

それでは、全体の人件費補正について御説明をさせていただきます。

大変恐れ入りますが、ファイル名といたしまして「参考資料、職員人件費一覧」、資料のタイトルが「各会計の令和2年度補正予算（3月補正）における職員人件費一覧」、こちらを御覧いただきたいと思います。

まず、職員の状況でございます。令和3年3月1日現在の職員数は、特別職を除き125名、これに再任用短時間職員が6名、合計で131名の構成となってございます。

今回の補正理由でございますが、年度途中の採用、配置換え等の人事異動の実施に伴い、職員の配置実態に合わせて一般会計のみ補正を行うものでございます。

個別の項目について、御説明をいたします。

一般職給料312万円の減額、一般職職員手当等98万5,000円の減額及び共済費33万円の減額は、育児休業の取得に伴う減額、人事異動や職員採用に伴う増額、退職に伴う減額を反映した結果でございます。

退職手当組合負担金のうち一般負担金26万4,000円の減額は、予算残として見込んだ金額を減額するものでございます。また、特別負担金の87万8,000円の増額は、年度末の自己退職者、自己都合退職者のうち1名分の退職手当について、一般負担金では賄い切れない特別負担金が発生する見込みであるため増額するものでございます。

表の右下になります。会計合計といたしまして、今回の補正によりまして382万1,000円を減額し、人件費全体を9億9,303万7,000円とするものでございます。

以上が人件費についての御説明になります。なお、本説明によりまして各費目に計上した給与費の説明は省略をさせていただきたいと存じますので、御了承いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、補正予算書は12ページにお戻りください。よろしくお願ひします。

○事務局長（橋本健一郎）

では、歳出になります。12ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、説明欄、議会事務費、議会映像配信システム委託料、125万7,000円の減です。当初、9月開始予定としておりましたが、令和3年度からの開始へと変更し、2月から準備期間として契約したことにより執行残を減額するものです。

同じく、議場音響システム保守業務委託料、55万円の減です。こちらのシステムにつきましては、設置1年目についてはメーカー保証の対象となるため、未執行として全額を減額するものです。

同じく、議会タブレット賃借料、164万1,000円の減です。当初契約予定を6月としておりましたが、10月に契約としましたので、また、配備台数を精査したことによりまして執行残を減額するものです。

続きまして、議員研修費、79万2,000円の減です。コロナ禍におきまして年度内の議員研修を中止したことによりまして、全額を減額するものです。

以上です。

○総務課長（中戸川進二）

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務事務費、85万3,000円の増額でございます。会計年度任用職員社会保険料、39万6,000円の増額は、会計年度任用職員の事業主負担分の社会保険に不足が生じる見込みであるため増額補正するものでございます。

説明欄、その下です、例規集システム更新業務委託料、45万7,000円の増額は、例規集データの更新本数に応じて支払う委託料において、当初、例規の更新を年間70本と見込んで予算計上していたところ、結果として102本となる見込みでございますので、不足額を増額補正するものでございます。

○財務課長（小宮好徳）

続きまして、13ページになります。

4目財産管理費、説明欄ですけれども、庁舎管理費の光熱水費になります。600万円の減額でございます。こちらは、庁舎と町民センターの電気料は、ここでまとめてこの項目で支出してございます。新型コロナウイルスの影響によりまして町民センターの稼働率の低下の影響、あと新庁舎に移転しましてZEBの導入に伴いまして削減効果があり減額となりました。

○総務課長（中戸川進二）

説明欄、その下です、庁用自動車整備事業費、庁用自動車購入費、256万7,000円の減額は、電気自動車を予定どおり執行した結果、入札残として68万6,000円が生じたこと、及び、当初は老朽化した公用車を新たなものに更新する予定であったものを取りやめたことによりまして、新規の車両購入費188万1,000円の残が生じたため、合わせて減額するものでございます。

なお、公用車につきましては、それまで各所属で管理運用するとともに、維持管理経費につきましても各所属予算で措置してございましたが、令和2年度からは業務の効率化を目的に、特定目的車両を除いた車両について総務課で一元管理を始めています。その結果として、当初予算で見込んでいた新規車両の更新は不要と判断したため、更新を取りやめたものでございます。

○街づくり推進課長（高橋清一）

続いて、6目交通防犯費です。こちらは、歳入の土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の確定に伴う財源の更正です。

○総務課長（中戸川進二）

続きまして、電算管理費、電算システム管理費、70万2,000円の増額でございます。サーバ等電算機器賃借料、106万2,000円の減額は、ファイルサーバ兼資産管理ソフト及び新庁舎ネットワーク機器賃借料について、入札残を減額するものでございます。

町村情報システム共同事業組合負担金、176万4,000円の増額は、県内14町村が参加し基幹系業務などのシステムを共同運営する事業組合への負担金を増額するものでございます。今回の補正要因といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票のアウトソーシング経費、予約管理システムの使用経費と

なるものでございます。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

次に、8目町民センター管理費です。説明欄、町民センター管理費。会計年度任用職員の報酬が430万円の減、職員手当が103万4,000円の減、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策のため、町民センター施設閉鎖対応に伴う報酬の減額でございます。

○子育て健康課長（田中美津子）

次に、12目諸費、説明欄、過年度分精算金、疾病予防対策事業費等国庫補助金精算金、90万円、その下の子ども・子育て支援国庫交付金精算金、73万5,000円でございます。こちらは、令和元年度の実績報告により交付額の確定がありましたので、超過分を国に返還するものでございます。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

続きまして、14ページを御覧ください。

説明欄、過年度分精算金、16万1,000円の増額でございます。こちらは、年金生活者支援給付金制度の令和元年度交付金の精算に伴う返還金となります。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金でございます。説明欄、介護保険事業特別会計繰出金、63万円の減額補正となります。介護保険事業特別会計に対する繰出金で、介護保険事業において法律で定められた負担率に基づきまして町が負担すべき経費でございます。今回は、地域支援事業費分の減額分と保険料減額の増額分の差額となります。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

続きまして、説明欄、後期高齢者医療事業特別会計繰出金、272万4,000円の減額でございます。こちらは、保険基盤安定制度拠出金の実績が確定したことと、後期高齢者医療保険料システムの改修による特別会計側の補正に伴う減額を行うものでございます。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、12節委託料、説明欄、高齢者保健福祉計画等策定業務委託料でございます。金額、117万7,000円の減額補正となります。こちらにつきましては、入札による執行残を減額補正するものでございます。

続きまして、24節積立金、社会福祉基金積立金、2万9,000円の増額補正となります。歳入でも御説明いたしましたが、社会福祉事業への寄附金を社会福祉基金に積み立てるために計上するものでございます。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

続きまして、3目老人福祉費、説明欄、老人福祉費、後期高齢者医療広域連合負担金、147万6,000円の減額でございます。こちらは、後期高齢者広域連合に対する定率の市町村負担金を計上しているものでございますが、令和元年度分の請求額の確定に伴い減額を行うものでございます。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、5目障害者福祉費、19節、扶助費でございます。説明欄、自立支援給付関係費、770万円の増額補正でございます。グループホームの利用者、自立訓練利用者、就労移行などの利用者数の増加などの要因によりましてサービス量が増加したことによる増額補正となります。

続きまして、自立支援医療給付関係費、780万円の減額補正となります。18歳以上の身体障害者の方に対する障害除去のための医療費について、生活保護受給者の方の数が当初見込みよりも下回ったことによる減額補正でございます。

続きまして、重度障害者医療費助成事業費、200万円の減額補正となります。重度障害者の方に対し医療費の自己負担分を助成しておりますが、対象者の方の受診回数が減少したことによる扶助費の減額補正となります。

続きまして、6目福祉社会館管理費、1ページおめくりいただきまして14節の工事請負費、説明欄では多目的ホール天井耐震改修工事費、1,287万3,000円の減額補正となっております。当初予算計上額と発注金額の差額が大きいため、執行額を減額補正するものでございます。

続きまして、福祉会館休業補償金、709万5,000円の増額補正でございます。今年度、福祉社会館は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年4月1日から6月7日まで全館休館としております。6月8日以降は、天井耐震改修工事を実施している1階多目的ホールを除きまして、時間制限、人数制限の上、貸館業務を再開いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用料金は大幅に減収となっております。利用料金の減収が指定管理者にとって非常に大きな影響を与えることから、利用料金の減収に対して補償を行うものでございます。

○子育て健康課長（田中美津子）

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄、小児医療費助成事業費、1,620万円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響により医療機関の受診実績が例年に比べて大幅に減少したため、事業完了までの調整財源を見込んで手数料及び扶助費の減額をするものでございます。

2目児童措置費、説明欄、民間保育所等運営支援事業費、保育所入所児童委託料、1,839万7,000円の増額です。町外の保育施設入所者の転入等により、委託料及び扶助費の不足が生じたため増額するものでございます。

次の保育対策総合支援事業費、2.625万円の減額です。コロナ禍において経済状況や保護者の就労状況が不透明であり、今年度予定していた小規模保育施設の整備を中止したことによる減額でございます。

次、17ページに移ります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、説明欄、各種検診等委託料、500万円の減額です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、集団がん検診の中止をしたことによる検診委託料を事業完了までの調整財源を見込んで減額する

ものでございます。

その下の新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費、妊婦タクシー利用料補助金、206万2,000円の減額です。妊婦の感染予防対策として、妊婦健診等で産婦人科を受診する際にタクシーを利用した場合の補助金事業が完了したため、執行残額を減額するものでございます。

○環境上下水道課長（田中栄之）

続きまして、3目環境衛生費、説明欄、斎場事務関係費、一つ目が斎場事務委託料、17万5,000円の増。当初示された請求見込額と乖離が発生したため、不足分を増額するものです。委託料の算出根拠となる斎場使用料等収入が見込みより少ないことが主な要因でございます。

二つ目が小田原市斎場事務広域化協議会負担金、118万6,000円の増。当初示された請求見込額と乖離が発生したため、不足分を増額するものでございます。負担金の算出根拠となる起債償還金の算定に誤りがあったことによるものでございます。

○街づくり推進課長（高橋清一）

続いて、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費です。こちらは、歳入の土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の確定に伴う財源の更正です。

続いて、18ページを御覧ください。

続いて、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、説明欄、土木総務事務費、倉庫備品購入費、127万7,000円の減額でございます。こちらは、入札における落札差金による減額でございます。

続いて、2項道路橋りょう費、1目道路維持費です。こちらについても、歳入の土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の確定に伴う財源の更正です。

続いて、2目道路新設改良費、説明欄、町道改良事業費、測量設計等委託料、168万6,000円の減額でございます。こちらは、入札における落札差金の減額でございます。

その下、家屋・工作物等移転補償費、215万6,000円の減額でございます。こちらは、用地買収箇所の精査などによる減額でございます。

続いて、3目橋りょう整備費です。こちらは、歳入での土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の確定に伴う財源の更正です。

次に、19ページに移ります。

○防災安全課長（小玉直樹）

続きまして、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、説明欄、常備消防事務委託料、203万9,000円の減額でございます。こちらにつきましては、令和元年度の小田原市広域消防事業特別会計の決算額が確定したことにより減額するものでございます。今年度、第4期分で調整させていただきます。

続きまして、5目災害対策費、説明欄、地域防災力強化事業費の会計年度任用職員報酬、110万8,000円の減額でございます。こちらにつきましては、1名

欠員となっていました防災安全専門員の雇用が令和2年10月からとなつたため、令和2年4月から9月までの6か月分の報酬額を減額するものでございます。

○学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、9節交際費、教育委員会事務局運営事務費、74万3,000円の増額でございます。令和元年8月に発生いたしました学校管理下での災害に対しまして、開成町立学校災害見舞金支給要綱の規定に基づきまして教育委員会が認めた災害費74万2,506円について、当該保護者に対しまして学校災害見舞金を支給するものです。

その下、教育振興基金積立金、102万9,000円の増額です。教育振興を目的とした寄附金につきまして、教育振興基金に積み立てます。積立てによる教育振興基金の現在高は122万円となります。

その下、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費、451万2,000円でございます。

順番が前後いたしますが、手数料95万2,000円から説明をいたします。こちらは小中学校の修学旅行中止によりまして生じましたキャンセル料を負担するもので、1人当たりのキャンセル料は小学校の児童、教職員分が1,100円、中学校の生徒、教職員分が4,460円となります。対象人数の内訳は、開成小学校児童86人、開成南小学校児童91人、文命中学校生徒169人で、総額94万8,440円となります。なお、教職員のキャンセル料につきましては県費での負担分との差額のみとなりまして、開成小学校教職員6人で1人当たり127円、開成南小学校教職員6人で131円、文命中学校教職員10人で149円となり、総額3,038円となります。

続いて、消耗品及び備品購入費について説明をいたします。歳入でも申し上げましたとおり、国の令和2年度第3次補正予算における令和2年度教育支援体制整備事業費交付金に係る幼稚園、小・中学校の要望に基づく消耗品や備品等の購入費となります。幼稚園事業費の上限は50万円、小・中学校はそれぞれ160万円で、需用費258万3,000円及び備品購入費97万7,000円が補助対象となっております。

消耗品費258万3,000円、内訳は幼稚園の感染対策に必要なアルコール消毒液等の消耗品50万円、同様に感染対策及び教職員の資質向上に必要な図書等の消耗品として小・中学校分、合わせて208万2,736円となります。

続いて、備品購入費になります。最初に、非接触式検知器購入費、27万6,000円です。園・学校に来られる保護者や納入業者等のセルフチェック用の熱探知機となります。

次ページ、20ページをお開きください。

熱交換式温風機購入費、46万4,000円でございます。開成小学校の主に体育館で使用する暖房器具となります。

その下、アール衝立購入費、6万6,000円です。開成南小学校保健室で、プ

ライバシー保護や個に対応する際の区画確保に使用いたします。

その下、大型ファン購入費、8万8,000円です。文命中学校の主に体育館の換気用に使用する大型扇風機になります。

その下、スケールブックトラック購入費、8万3,000円。図書室では子どもたちが返却した本の除菌作業を実施しており、除菌作業前の本を区別するため、一時的に本を収納する返却棚となります。

なお、補助対象となる期間が令和2年12月15日以降とされているため、小・中学校の事業費には令和2年度第4号補正でお認めいただいた学校除菌作業業務委託費、計74日分と第6号補正での加湿器購入費、合計173万4,742円分も含めています。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

次に、6項社会教育費、2目公民館費、説明欄、図書室運営事業費、会計年度任用職員報酬、110万円の減額でございます。緊急事態宣言の発令に伴い、勤務時間の減による減額補正でございます。

○財務課長（小宮好徳）

11款諸支出金、1目財政調整基金費、説明欄、積立金でございます。こちらは、1億5,000万1,000円を積立金として増額するものでございます。

その下、13款予備費でございます。今回の補正による歳入歳出差引きの差額、754万3,000円を予備費で調整いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野洋一です。

16ページの上段、多目的ホール天井耐震改修工事におきまして、これ、執行残の差額として1,200万少々減額になっておりますが、基本的には入札のときは結構コンピューターでやって、かなり正確な入札のお金が出ていたのではないかと思うのですけれども、これは執行で1,200万円も出るということは、どういうことでこのような差額が出たのでしょうか。その辺を少々、説明をお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

星野議員の御質問にお答えいたします。

福祉会館の多目的ホールの耐震改修工事につきましては、実施設計をまず令和元年度に実施をしております。令和2年度当初予算作成時点では、ネットによる工法と、それからつり天井による耐震補強という形を実施するという方針でこちらを決

定しておりましたが、ネットの材質ですとか固定方法など詳細な部分がまだ未定でありますため、見込まれる最大限の費用の中で計上していた状況でございます。その後、ホールの大きさですとか建物の構造に合った工法の仕様を決めまして、詳細な金額を算出いたしましたところ、当初予算額よりも安く積算ができました。また、さらに積算金額以下で発注することができましたため、差異をここで減額補正をさせていただくという、そのような経緯でございます。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

未定の部分が変わったということと、あと工法の変更ですか、そういうものであります。ただ、部品の変更もあった、安く入ったという話があったと思うのですけれども、ちゃんとした部品ということで問題はないというもので使っているということでおろしいですよね。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

部品が変わったというよりも、もともと大枠は決まっていたのですけれども、詳細がまだ決まっていなかったということで、詳細の部品がここで詳細設計で確定をしたということで、その中で決定したものです。材質についても、最良のもので安いといいますか、安くてもいいものを使わさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

10番、井上慎司議員、どうぞ。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

13ページ、財産管理費の庁用自動車購入費なのですが、先ほどの御説明で老朽化車両1台を更新せずというお話だったのですが、こちら、更新せず廃車されたのでしょうか、それとも老朽化状態で現状で使われるということでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの井上議員の御質問にお答えいたします。

もともと老朽化して使用に堪えないという車両がありましたので、当初の予定では、それを新しいものに更新する予定であったと。その更新を取りやめましたので、

予定どおり、もう耐えられないということで、更新前の車両については廃車をいたしてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

御答弁ありがとうございます。では、庁用自動車は1台減車ということになるかと思うのですが、今後も庁用自動車は更新のたびに精査をして台数は今後も考えていかれるのかどうなのか、その辺、お示しください。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷 勉）

先ほど総務課長のほうから集中管理、総務課で一括管理をするようになって、余分な車を持たないでも済むというような状況になっているということもあって、今回、1台減らしました。ただ、今年についてはコロナの関係であまり外に出る機会も減っているという部分もありますので、今後は、また自動車の使用状況も見ながら減らせる部分は減らしていくというような方向性になるかと存じます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

御答弁ありがとうございます。今、こちらの件、質問させていただいたのは、今後、1台だけでなく、庁用自動車、全面的に電気自動車化というのも考えていかなくてはいけないかと思います。なので、今後も更新のタイミングというのは、様子を伺いながら適切なタイミングで適切な車両に更新していっていただきたいと思います。

以上になります。

○議長（吉田敏郎）

答弁はいいですか。

○10番（井上慎司）

はい。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑。

9番、石田史行議員、どうぞ。

○9番（石田史行）

9番、石田史行でございます。

ページは15ページ、16ページのところの6目福祉社会館管理費の21節補償・補填、709万5,000円のところでございます。御説明によりますと福祉社会館の休業補償金ということでございますけれども、念のため確認なのですが、これは

どういった。指定管理者との契約に基づくものなのか、それとも、ある意味、町の善意といいますか、そういう形の補償になるのか、その辺をお示しをいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

石田議員の御質問にお答えいたします。

補償の関係でございます。こちらの指定管理の契約等がございまして、その中で損失等の発生した場合には甲乙協議してというところになります。その中で協議した中で、これまでの福祉会館の管理運営等の状況を見てみると、過去2年間の収入と現在、実際に入っている見込みの額に大きな差異があったということで、その辺りを考慮いたしましての補償でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

一応、契約に基づくものであるということでございますけれども、指定管理をしている施設というのは、もちろん福祉会館だけではなくて、例えば瀬戸屋敷さんもそうですし。瀬戸屋敷さんなんかは、もう相当、今回のコロナの影響で施設が利用できなくなってしまったという話があるかと思うのですが、そのバランスというものは考えなくてもよかったです。福祉会館だけでよかったですのかというの、ちょっと疑問に思うのですけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

瀬戸屋敷を管轄しておりますので、瀬戸屋敷の関係は私から御説明をさせていただきますけれども、瀬戸屋敷のほうも協定を結んでおりまして、こういった想定外の場合の状況において、補填であったりとか補填・補償の関係を調整するというふうになってございます。

今年度の場合は、御承知のとおり交流拠点施設のオープンの年であったと。当初、オープンをするという形が、緊急事態宣言でオープンが9月になったと。9月になったことによりまして、当初、非常勤だったりとかアルバイトさん、アルバイトさんの賃金とかも、こちらは指定管理料で見ていたと。その分が9月まで実質、8月から雇用を始めていますので、そういうところもありますけれども、その分が要らなくなったりした部分があると。はたまた、緊急事態宣言でオープンができなくて損失を被った部分もあると。そういうところを詳細に先方と詰めまして、今回については相殺をしていこうという形で結果を見ています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。9番、石田議員。

ああ、失礼。教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

指定管理者の質問ということで、私のはうは水辺スポーツ公園を管理している関係で一言、説明させていただきたいと思います。

過去に台風等で流されてしまった施設ということが、閉鎖期間があったときには補填というのをした経緯がございます。今回、コロナウイルスの関係で緊急事態宣言が発令されましたけれども、水辺スポーツ公園においては外のスポーツということで、特にパークゴルフ場が収入源になってございますけれども、損失補填をするほどの減収にはなっていないということで、今回は補正はないということで説明させていただきます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

御答弁ありがとうございました。参事のはうから先んじて水辺スポーツ公園のことも、私、聞こうと思ったのですけれども。要するに、まとめると、個々の施設ごとに補償が必要かどうかをしっかりと精査した上で、最終的には福祉社会館だけになつたということの理解をさせていただきましたので、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

私も確認させていただきたいのですけれども、今回の補正の中に何件か会計年度任用職員の報酬減というのが出ておりますけれども、防災関係も期間が短くなつたとか、図書室も勤務時間の減というようなお話もありました。町民センターもかなり多額になっておりますけれども、この辺、図書室はもう雇用されたのかなと思うのですけれども、町民センターあたりも、これはもう雇用者がいられた中での減額になっているのか、もともと雇用する前だったのか、その辺の確認をお願いしたいのですけれども。

○議長（吉田敏郎）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

会計年度任用職員の報酬の減額ですけれども、これは当初より職員の報酬は当然減っているわけでございますが、緊急事態宣言に伴う町民センターの時間の短時間

になったこと、あるいは緊急事態宣言中は体育館等、学校の体育館等は常に閉めているという状況の中で、単独で例えば南小学校の管理に就くということが閉鎖によってなくなつたというようなことがありまして、かなり通常の年度よりも会計年度任用職員の収入は減つてしまつたというのが現状でございます。

そんな中で、同じメンバーの中ででも、いっぱい収入を得たいという方と、ほとんど週2回でいいのだみたいな、そういう方もいらっしゃるので、その辺は相談しながら調整をさせていただいて、大幅に減つたのは事実でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

私も、やはり報酬ですので、減額になるということは雇用されている方にとっては大変なことなのかなと思ったのですけれども、今、参事から説明を受けて、その辺の調整で、雇用されている方にとっては、この辺の減額は特に問題はないという言い方はどうだか分からぬのですけれども、ない状態であるということで認識してよろしいのか、よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

実は、これで生活しているという方はほとんどいませんので、いわゆる65歳以上の方が主な働き年齢で、その辺は御理解を得た上で働いていただいているので。事実上、思ったより今年度は収入が少ないという結果になつてしまつたのは事実でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

会計年度任用職員の報酬について、若干補足をさせていただきます。

今年度、会計年度任用職員制度が始まったわけなのですが、開始早々、コロナ禍という状況が始まりました。そこで、本来配置すべき予定どおりの配置ができなかつたときに、どうするかということで、これはもともとある国の制度でございますが、休業補償という制度がございます。そちらをきちんと運用しながら、満額とはいかないのですが、条件に合うような方については休業補償という形で報酬をお支払いさせていただいたという実態がございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

すみません。ちょっと初歩的なことかもしれませんけれども、減額の計上が今回、出されて、休業補償というところは、また別のところで出されてくるということで。今回、何か、どこか、すみません、出し方というか、その辺、教えていただきたいなと思います。

○議長（吉田敏郎）

どちらが。総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の報酬については、今年度から、こちらも業務の効率化という意味で総務課で一括してお支払いをしてございます。ただ、給与の実態ですとか予算措置については各所属で把握をした上で予算計上させていただいております。休業補償につきましても、一旦、条件に合うかどうか、実際の勤務状況を各所属から報告していただき、それを先ほど申し上げた休業補償の制度と照らし合わせながら総務課のほうで一括で支弁をさせていただいてございます。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長、何かありますか。どうぞ。

○企画総務部長（秋谷 勉）

すみません。御質問として、お金はどこから出ているかというところでございますが、先ほど申し上げた、そもそも、もともと予算が取ってございますので、払うべき予算が取ってあるところ、そこから休業補償金として、実際の働いた日数に応じてではないのですが、休業補償と照らし合わせながら、そこから払っているということです。したがいまして、既存の予算の中で満額をお支払いしていませんので、そこで余りが出てくるといったような状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。

15ページの障害者福祉費でお聞きしたいのですが、重度障害者医療費助成事業費で200万円の減額、この説明では受診回数が減ったからということも一つの事由であったと先ほどお聞きいたしました。受診回数が減ったということは、多分、コロナ禍で受診に出かけるのを遠慮したなどということも考えられるわけですが、受診回数が減ったことによって該当する人が重度障害の重度の具合がさらに重くなつて、さらに大きな障害になったというようなことが発生したのではないかとちょっと危惧するのですが、その辺のところは把握されているでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

茅沼議員の御質問にお答えいたします。

重度障害者医療費の関係で、コロナの関係で診療をする回数が減ったというお話でございます。こちらにつきまして、実際に対象者の方から、そのような。町としては数字等を捉えさせていただいたところでございますが、直接、例えば、障害者の該当する方からそのようなお話ですとか、そういったものがあったかといいますと、特にその辺の情報等は入っていない状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

そうすると、該当者の実態は把握されていないということですが、受診回数については把握されている。それでは、どのくらいの回数が減ったのか、その辺のことを教えていただけますか。

○議長（吉田敏郎）

今すぐでなければ、後でどうですか。お答えいただけたら、すぐにお願いします。

いいですか、後で。茅沼議員、後でよろしいですか。

○5番（茅沼隆文）

はい。

○議長（吉田敏郎）

ほかに、茅沼議員、続いて何かありますか。いいですか。

○5番（茅沼隆文）

いいよ。

○議長（吉田敏郎）

では、ほかに。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

16ページの民生費、児童福祉総務費のところの小児医療費の助成事業なのですが、1億8,995万9,000円に対して1,620万円減少したと。医療機関への受診が減ったということで、これはよかったですなということ、コロナ禍においても子どもたちが元気でいたのかなと思うのですが、いろいろな方に小さい子どもを預かれているような施設で聞いても、この冬、全然休む子がいなかつたなとか、ある程度、学校関係とか、そういったところでも休む子も少なかつたなという話は聞くのですが。そう考えると、もちろん1人当たりの金額ベースというのはいろいろ差があると思うのですけれども、何となく、もう少し減ってもよかったですかなとちょっと思つたりするところがありまして。

金額ベースではなくて医療機関への受診件数、件数みたいなものというのは、今、金額でいくと大体 8.5 % ぐらい減った感じですけれども、件数ベースなどというのは分かるのでしょうかね。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

武井議員の件数ベースでの実績というところでございますけれども、現在、金額のところで、実際の件数につきましては、これから詳細を分析していきたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。武井議員、いいですか。ほかに質問しますか。

○3番（武井正広）

いいです。

○議長（吉田敏郎）

いいですか。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、続いて討論を行いたいと思います。討論を行う方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第14号 令和2年度開成町一般会計補正予算（第8号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタン押し忘れの方は、ございませんか。よろしいですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員で可決しました。

暫時休憩といたします。再開を14時50分とします。

午後2時37分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午後2時50分

○議長（吉田敏郎）

日程第14 議案第15号 令和2年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第15号 令和2年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度開成町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,109万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次のページ、3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入につきましては3款国庫支出金と8款諸収入、次のページに移りまして、歳出は1款総務費から8款予備費まで、補正額は歳入歳出とも422万6,000円増額、合計は歳入歳出とも16億3,109万8,000円となります。

詳細を御説明いたします。8ページを御覧ください。

2、歳入になります。3款国庫支出金、説明欄、災害等臨時特例補助金、164万1,000円の増額です。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援となります。補助率は減免額の10分の6となります。

続きまして、8款諸収入、説明欄、国民健康保険事業費納付金精算金、258万5,000円の増額です。こちらは、平成30年度の退職被保険者分の国保事業費納付金の確定に伴う精算となります。

続きまして、9ページを御覧ください。

3、歳出となります。1款総務費、説明欄、一般管理費、町村情報システム負担金、17万円の増額でございます。こちらは、平成30年度税制改正に対するシステム改修のための負担金となります。

続きまして、国民健康保険事業費納付金、164万1,000円の財源更正でございます。こちらは、歳入側の国庫補助金の増額に伴うものでございます。

続きまして、7款諸支出金、説明欄、財政調整基金費、4,000万円の増額でございます。こちらは、国民健康保険財政調整基金への積立てとなります。

続きまして、8款予備費、3,594万4,000円の減額でございます。こちらは、歳入歳出の調整となります。

御説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第15号 令和2年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんか。よろしいですね。それでは、採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第15 議案第16号 令和2年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、介護保険事業特別会計でございます。

すみません。先ほどの一般会計のほうでの茅沼議員からの御質問をお答えさせていただきます。

すみません。重度障害者の方の令和元年度、令和2年度の外来・入院日数でございますが、令和元年度が約2万200件、200日、令和2年度が1万8,500ということで、約1,700日程度少なくなっているという、そのような状況でございます。

以上でございます。

では、引き続きまして、議案第16号、令和2年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度開成町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ347万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,709万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

次のページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正となります。歳入につきましては3款国庫支出金から7款繰入金まで、次のページを御覧いただきまして、歳出につきましては1款総務費から7款予備費まで、補正額は歳入歳出ともに347万円の減額となっております。合計といたしましては、歳入歳出とも12億3,709万8,000円となります。

今回の補正の内容でございますが、歳入につきましては、地域支援事業費交付金について、国支払基金、県一般会計繰入金の額が確定したことに伴う減額補正と介護保険料の減免に伴う補正となります。歳出につきましては、地域支援事業費における実績に合った減額補正などになります。

それでは、詳細を御説明いたします。8ページ目、御覧いただければと思います。

2、歳入でございます。3款国庫支出金の146万6,000円、4款支払基金交付金の82万2,000円、5款県支出金の38万円及び7款繰入金の27万5,000円は、地域支援事業費交付金及び繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、それから5款県支出金及び7款繰入金における地域支援事業費交付金及び繰入金の包括的支援事業・任意事業の21万9,000円につきまして、それぞれ金額が確定したことに伴う減額補正となります。

続きまして、3款の国庫支出金、2項国庫補助金、7目、1節、説明欄とともに介護保険災害等臨時特例補助金、4万8,000円の増額補正となります。こちらにつきましては、コロナの影響によりまして前年度に比べて収入が大幅に減額した方について介護保険料の減額を実施しております。補助率は減免額の10分の6になります。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金、説明欄、要介護認定等事務費繰入金、27万5,000円の減額補正になります。5月補正でお認めいただきました介護予防に関するチラシの作成につきまして、地域支援事業費から総務費に組替えをさせていただきましたが、精査いたしましたところ過充当が認められましたため、修正するための減額補正となります。

続きまして、7目、1節、説明欄ともに低所得者保険料軽減繰入金、24万3,000円でございます。こちらは、介護保険料の所得段階、第1段階から第3段階の方の介護保険料につきまして、消費税増税に伴う低所得者の介護保険料の軽減強化策といたしまして、被保険者の方の実績に基づき増額補正とするものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

歳出になります。1款総務費と2款保険給付費及び3款地域支援事業費、2項の包括的支援・任意事業費の財源更正につきましては、歳入に見合った更正となります。

続きまして、3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節負担金、補助及び交付金、説明欄、介護予防・生活支援サービス事業費負担金、100万円の減額補正でございます。要

支援の方及び総合支援事業の方の訪問介護、通所介護の給付費の決算見込額が当初見込額よりも少なく、減額補正を実施するものでございます。

続きまして、4款基金繰入金及び7款予備費につきましては、歳入歳出の差分を調整するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第16号 令和2年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第16 議案第17号 令和2年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第17号 令和2年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度開成町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,289万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次のページ、3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入につきましては3款繰入金、次のページに移りまして、歳出は1款総務費と2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額は歳入歳出とも272万4,000円の減額、合計は歳入歳出とも2億4,289万1,000円となります。

今回の補正の主な内容は、後期高齢者医療広域連合への納付金の確定によるものでございます。

詳細を御説明いたします。8ページを御覧ください。

2、歳入になります。3款繰入金、説明欄、保険基盤安定繰入金、328万5,000円の減額でございます。こちらは、歳入側の後期高齢者医療広域連合納付金の補正に伴い減額を行うものでございます。

続きまして、説明欄、その他一般会計繰入金、56万1,000円の増額でございます。こちらは、町村情報システム改修費の一般会計からの繰入金となります。

続きまして、9ページを御覧ください。

3、歳出となります。1款総務費、説明欄、一般管理費、町村情報システム負担金、56万1,000円の増額でございます。こちらは、平成30年度税制改正に伴う後期高齢者医療保険料システムの改修に対応する負担金となります。

続きまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、後期高齢者医療広域連合納付金、328万5,000円の減額でございます。こちらは、今年度の保険基盤安定制度拠出金の確定に伴う減額となります。

御説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第17号 令和2年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんね。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第17 議案第18号 令和2年度開成町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（田中栄之）

議案第18号 令和2年度開成町下水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和2年度開成町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的支出。

第2条、令和2年度開成町下水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第11款下水道事業費用、既決額4億8,805万1,000円、補正予定額0円、合計4億8,805万1,000円。第1項営業費用、既決額4億3,350万8,000円、補正予定額、マイナス626万7,000円、合計4億2,724万1,000円。第9項予備費、既決額258万2,000円、補正予定額626万7,000円、合計884万9,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中「不足する額1億4,859万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,356万7,000円、当年度分損益勘定留保資金7,458万4,000円、当年度分資本的収支調整額1,044万円」を「不足する額1億4,472万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,319万7,000円、当年度分損益勘定留保資金7,480万2,000円、当年度分資本的収支調整額672万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第2款資本的収入、既決額2億1,299万6,000円、補正予定額560万円、合計2億1,859万6,000円。第2項補助金、既決額4,250万円、補正予定額250万円、合計4,500万円。第5項企業債、既決額9,550万円、補正予定額310万円、合計9,860万円。

支出、科目、第12款資本的支出、既決額3億6,158万7,000円、補正予定額173万1,000円、合計3億6,331万8,000円。第1項建設改良費、既決額1億3,488万1,000円、補正予定額173万1,000円、合計1億3,661万2,000円。

企業債。

第4条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、流域下水道事業、補正前50万円、補正後360万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

8ページに移りたいと思います。補正予算明細書、こちらを御覧いただきたいと思います。こちらにより御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出のうち、まず、収益的支出になります。11款下水道事業費用、1項営業費用、2目流域下水道費、630万4,000円の減。こちらは、酒匂川流域下水道維持管理負担金が確定したことによる減額でございます。

4目総係費、3万7,000円の増。こちらは、人事異動に伴う賞与引当金の増額となってございます。

9項予備費、1目予備費、歳出の増減を調整するものでございます。

資本的収入及び支出、まず、資本的収入でございます。2款資本的収入、2項補助金、1目国庫補助金、250万円の増。こちらは、社会資本整備総合交付金が確定したことによる増でございます。

5項企業債、1目企業債、310万円の増。酒匂川流域下水道建設事業負担金増に対する充当財源として起債をするものでございます。

資本的支出です。12款資本的支出、1項建設改良費、1目管路建設費、149万3,000円の減。人事異動に伴う賞与引当金の増、そして業務委託料の入札差金による減、この増減でございます。

3目流域下水道費、322万4,000円の増。酒匂川流域下水道事業建設費負担金が増額となったものでございます。

5ページが実施計画書、そして6ページが予定キャッシュ・フロー計算書、7ページには給与費明細書、附属となってございます。ここでの説明は割愛をさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第18号 令和2年度開成町下水道事業会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を15時25分とします。

午後3時14分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後 3 時 25 分

○議長（吉田敏郎）

日程第 18 議案第 19 号 令和 3 年度開成町一般会計予算から日程第 25 議案第 26 号 令和 3 年度開成町下水道事業会計予算までを開成町議会議規則第 36 条の規定に基づき一括議題とします。

町長に令和 3 年度開成町当初予算提案趣旨説明を求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

令和 3 年度開成町当初予算の提案に当たり、本町を取り巻く状況の認識と町政運営に対する所信及び施策の概要を説明いたします。

我が国の経済の基調判断は、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが見られる、先行きについては、感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続くことが期待されるとする一方、感染拡大による下振れリスクの高まりや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとするなど、依然として不透明な状況にあります。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（骨太方針 2020）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り抜くこととし、その上で感染症によって浮き彫りになったデジタル化などの新たな課題について、集中的な規制改革や必要な投資を行うことなどで再び力強い経済成長を実現するとしております。

本町の令和 3 年度予算編成は、長引くコロナ禍で経済状況が不透明な中で町民の生活を守るため、これまでの町民サービスの維持及び新たな生活様式への対応の両立という大変厳しいものとなりました。予算編成方針では、「新しい生活様式に対応し、町の活力を取り戻す取組」を新たにポイントの一つとして掲げ、その中で ICT の積極的な利活用推進により町民生活の利便性向上を図ることとしました。また、令和 2 年度に中止を余儀なくされた各種事業は、令和 3 年度での実施を目指します。

令和 3 年度予算は、感染症に負けず、新しい生活様式に適合してさらなる成長を遂げるべく、「サステイナブル予算—いのちを守り確かな未来へ—」といたしました。

一般会計予算の総額は 62 億 3,800 万円で、前年度に比べ 2.5%、1 億 5,000 万円の増となりました。

歳入では、町税が前年度比 10.2% 減、3 億 528 万 9,000 円減の 26 億 9,887 万 6,000 円で、歳入総額の 43.3% を占めております。

町民税は、感染症の影響により総じて減収となる見込みで、個人では 3,685 万 1,000 円減の 10 億 6,114 万 4,000 円、法人では 2 億 2,864 万円減の 7,623 万円を見込んでおります。

固定資産税では、土地分は宅地化の促進による軽減措置の適用、家屋分は評価替えに伴う既存家屋の減価により、いずれも減収となり、4,411万6,000円減の14億677万9,000円を見込んでおります。

地方消費税交付金は、消費税率改正の制度上の影響により、5,000万円増の3億8,000万円を見込んでいます。

地方特例交付金については、感染症の影響を受けた中小企業者等の固定資産税の軽減措置に対する減収補填として、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が創設されます。これにより、850万円増の3,600万円を見込んでいます。

地方交付税では、令和2年度に引き続き普通交付税交付団体となる見込みです。町税の大幅な減収に伴う基準財政収入額の減少及び社会保障関係経費の増に伴う基準財政需要額の増加により、普通交付税は1億600万円増の3億1,600万円とし、特別交付税を加えた地方交付税全体では3億3,600万円の交付を見込んでいます。

国庫支出金は、新型コロナワクチンの接種に対する財政措置などから、1億6,922万8,000円増の8億7,334万1,000円を見込んでいます。

繰入金は、学童保育施設建設等に伴う公共施設整備基金の繰入れを含め、五つの基金からの繰入れを行います。全体では、1億6,705万円減の8,445万3,000円としています。

町債は、2億7,000万円増の6億6,900万円としています。内訳としては、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債は4億5,400万円、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業債は1億2,300万円、常備消防事業債は800万円、中学校大規模改修事業債は8,400万円としています。

歳出では、引き続き中・長期的な視点に立ち、選択と集中による事業推進に努めます。

目的別では、総務費は、旧庁舎の解体工事及び周辺環境整備を前年度に実施したことなどにより、4億1,697万6,000円減の9億9,579万円としました。

民生費は、学童保育施設を新たに建設することなどにより、9,316万6,000円増の21億7,163万6,000円となります。

衛生費は、新型コロナワクチン接種などにより、1億2,965万9,000円増の6億1,484万7,000円です。

土木費は、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の本格化などにより、1億6,613万9,000円増の6億128万1,000円です。

教育費は、文命中学校の大規模改修工事の実施などにより、2億356万5,000円増の7億7,616万2,000円です。

性質別では、人件費は退職手当組合への特別負担金の増などにより、2,910万円増の11億2,587万1,000円です。

扶助費は、保育所入所児童委託料の増などにより、1,873万円増の12億8,785万1,000円です。

補助費等、投資及び出資金は、下水道事業会計への補助金と出資金の割合の変更に伴い増減が生じています。補助費等では5,307万1,000減の8億8,458万8,000円、投資及び出資金は5,514万円増の1億2,708万円です。

普通建設事業費については、旧庁舎の解体工事及び周辺環境整備を前年度実施したことなどにより、1億858万円減の4億6,386万7,000円です。

繰出金は、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計を新設し、これに対する繰出しを行うことなどにより2億626万7,000円増の6億6,066万3,000円です。

特別会計では、国民健康保険特別会計は被保険者数及び所得の減少により、1,196万5,000円減の15億6,288万4,000円です。

介護保険事業特別会計は、要支援・要介護者の増などにより、2,205万8,000円増の11億7,062万5,000円です。

給食事業特別会計は、ほぼ横ばいの9,914万3,000円です。

後期高齢者医療事業特別会計は、被保険者数の増などにより、772万1,000円増の2億4,624万円です。

駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計は、事業本格化に伴い新たに特別会計を設け事業を推進することとし、2億3,200万円です。

企業会計では、水道事業会計は水道施設の設備等更新費用の減などにより、5,582万3,000円減の4億9,616万4,000円です。

下水道事業会計は、酒匂川流域下水道維持管理負担金の減などにより、6,944万2,000円減の7億8,064万6,000円です。

それでは、令和3年度予定事業の概要について、第五次開成町総合計画の八つの基本政策に沿って申し上げます。

1、町民主体の自治と協働を進めるまち。

地域のまちづくりや公共的な課題に対する町民一人一人の思いを育て、自主的な活動へと高めていくためには、地域における課題や目標を発見し、それらについて学習できる場や機会があることが重要です。令和2年度、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった町民活動サポートセンターの設置を行い、まちづくり活動の情報や知識を得る機会を創出することで町民の自主的なまちづくり活動に対する意識の醸成を図ります。

自治会の活動拠点となる各地域集会施設は、引き続き計画的に修繕工事等を実施します。令和3年度は、岡野老人憩の家の屋根塗装工事を実施します。また、各地域集会施設に設置しているAEDの更新やコミュニティ備品購入のための支援など、より多くの町民や団体が自主的な活動に携わることのできる環境づくりをします。

各種事業においては常に協働を意識するとともに、予算編成においては引き続き

協働推進特別枠を設け協働事業に取り組んでいきます。

2、未来を担う子どもたちを育むまち。

子育てに関する情報は多岐にわたり、日々更新されています。育児や仕事に忙しい保護者をサポートし、子育て中の不安を解消するため、町の最新の子育て情報をチェックできる子育てポータルサイトを開設します。開設及びサイト運営には子育て中の保護者等にも携わっていただき、活用する側の視点で分かりやすく使いやすいサイトを開設するとともに、定期的なコラム投稿等、飽きないサイト作りを目指します。

町民センター3階にキッズ・ライブラリーを新たに整備し、靴を脱いで上がり親子での読み聞かせなどリラックスした環境で本に親しみ、早期から読書の習慣をつけ、豊かな情緒と感受性を持つ人間形成や知識の習得など生きる力を育みます。

文部科学省が掲げるG I G Aスクール構想により整備した児童・生徒への1人1台端末と高速大容量通信ネットワークの令和3年度からの本格運用開始に当たり、カリキュラムコーディネーターやICT支援員を配置し、導入期における児童・生徒の疑問や教職員の不安等の解消を図るとともに、効果的な授業の構築やICT機器の活用を促進し、学校や家庭における児童・生徒の学習の充実を図り、これまでの優れた教育実践とICTが融合した教育活動を目指します。

共働き世帯の増加などによる学童保育に対するさらなる需要に対応するため、開成南小学校区の二つの学童保育所を統合し、開成南小学校の敷地内に新たに施設を建設します。

文命中学校は、2年かけて大規模改修工事を行い、長寿命化を図るとともに安全性、利便性、衛生性の向上を図ります。令和3年度には、主に屋根の防水及び外壁の塗装工事を行います。

3、健康を育み町民がいきいきと暮らせるまち。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、町民の生命及び健康を守るため、ワクチンの供給が可能になった場合には速やかに住民に対する予防接種を行います。

全ての町民が健康意識を向上させ、かつ健康的な生活習慣を実践することにより、健康寿命の延伸を図ります。

食育では、「朝食を食べよう」をスローガンに、朝食が脳と体をしっかりと目覚めさせ、朝から勉強や仕事に集中するための大変なスイッチであることなど朝食の重要性を普及啓発していきます。その一環として小学5・6年生を対象とした簡単でおいしく食べられる朝食レシピコンテストを実施し、入賞作品のレシピ集を作成、周知し、近年増加している朝食欠食の改善を図ります。

健康寿命の延伸を目的として、近隣の温泉施設を利用した運動教室を実施することで運動の重要性と社会参加の楽しさを伝え、運動習慣の定着を図ります。

近年、孤立死や孤独死が社会問題になっています。独居高齢者等を対象に実施している緊急通報装置の貸与事業では、これまでの利用者の通報に対する駆けつけ対応サービスに加え、家の中での人の動きを感じし、24時間、動きを確認できない

場合に通報する安否見守り機能等を追加いたします。安否見守り機能等は、希望者に無料で貸与します。

図書室の運営では、感染症の罹患リスク低減のためオンラインでの予約サービスを導入し、図書室に来室する機会の減少や滞在時間の短縮化を図ります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催された場合には、町民とともに盛り上げるため、自国開催を記念して世界レベルの競技を生観戦していくだけ親子観戦ツアーを実施いたします。

4、安全で安心して暮らせるまち。

切迫性が指摘されている地震・風水害等の災害発生時における対策として、町民の生命・身体・財産を守るための地域防災計画の見直しに取り組みます。特に、近年頻発化・激甚化する風水害対策については、地震対策とは対応が異なるため、本町の地形、災害特性及び過去の災害履歴等を踏まえた計画に修正をします。さらに、武力攻撃事態に備えるための国民保護計画や、災害発生時に非常時優先業務遂行の実効性を確保するための業務継続計画も改定いたします。

大規模災害時の新型コロナウイルス感染症等に備え、消防団活動では簡易型の防護マスクや全身防護スーツを配備します。また、消防団詰所の長寿命化のために、特設第2分団詰所の屋根の塗装工事や第4分団のホース乾燥塔塗装工事を実施します。

災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定に基づき、災害時に無償貸与される電気自動車を非常用電源として避難所に電力を供給できるよう給電器を3台購入し、災害時の応急対策の強化を図ります。また、避難所の機能強化を図るため、災害時特設公衆電話を未設置の避難所に配備します。

風水害時に現場で撮影した河川水位等をライブ映像で災害対策本部室のモニターで遠隔監視できるシステムを構築し、迅速かつ的確な災害対応に取り組みます。

令和2年度に整備した防災行政無線のデジタル化に伴い、放送と同時に登録制メールや町のホームページ、データ放送等の各システムと連携させ配信を一元化することにより、災害情報伝達の迅速化・多様化を図ります。

開成駅前連絡所は、引き続き駅前交番設置に向け県へ要望するとともに、施設の長寿命化を図るため外壁及び屋根の修繕工事を実施します。

5、自然が豊かで環境に配慮するまち。

地球温暖化対策やエネルギー対策として、原子力や化石燃料に頼らない新エネルギーへの転換が求められていることを受け、環境に配慮した取組みをさらに進めます。

低炭素社会の実現及び地球温暖化対策に寄与するため、開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度を新たに整備します。既存の開成町ゼロエネルギーhaus等導入補助制度に、新たに電気自動車（EV）やV2H（車から家庭へ給電を行う機器）の導入に対する補助メニューを追加します。5年間の期限付の補助とすることで、早期効果発現を目指します。

資源循環型社会の実現に向け、環境に配慮できる人の育成や物を大切にする心の醸成を図るため、環境フェアを開催します。庁舎を活用したＺＥＨやＥＶの普及啓発、フリーマーケットによるごみの減量化促進、災害時のペット同行避難のための犬のしつけ教室、町のおいしい水のＰＲなどを実施する予定であります。

ごみの減量化や資源化、ダイオキシン類の発生を抑制するため、引き続き足柄上地区1市5町によるごみ処理の広域化に向け検討を進めます。

6、都市の機能と景観が調和するまち。

良好な市街地の形成及びインフラの整備による都市機能の強化を図るため、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業を着実に推進します。令和3年度から事業が本格化するため、特別会計を設けて事業を進めます。また、都市計画道路駅前通り線の全線供用開始に向け、二級河川仙了川に架かる（仮称）駅前通り線新橋の予備設計を行います。

このほか、道路については劣化状況等を踏まえ、順次、道路補修を進めます。水路については、大雨等により増水した雨水を適切に排水し災害を未然に防ぐため、水路整備に向けた測量を実施します。

上水道については、第一浄水場高圧受電盤更新工事をはじめ各種浄水場の設備を更新します。また、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的な管理運営を図るため、アセットマネジメント計画を策定します。

下水道では、汚水処理の整備計画であるアクションプランに基づき、未整備区域の整備を進めます。

7、個性豊かな産業と文化を育成するまち。

地域農業を支える担い手の育成と経済的支援、水田を活用した高付加価値型の農業を推進します。農業振興補助制度については、農作物に被害を与えるおそれのある鳥獣の捕獲に奨励金を交付する有害鳥獣捕獲事業や、農業生産の効率性を高めるための小規模農地区画拡大事業を新たに加え農業の活性化を図ります。

北部地域の交流・観光の拠点であるあしがり郷瀬戸屋敷では、新たに交流拠点施設である地場産の野菜等の販売などを促進することで農業のさらなる活性化を目指します。また、駐車場拡大に伴い観光バスの受入れも可能となったことから、近隣施設との連携などにより広域的な観光拠点へのステップアップを目指します。

開成町の一大イベントである「あじさいまつり」では、あじさいの里に植栽された開成町オリジナルのあじさい「開成ブルー」をお披露目します。コロナ禍のため、まつり期間中の各種イベント等は縮小しますが、原点に回帰し、あじさいの美しさを多くの方に感じてもらうことを主眼とした事業を進めます。

8、効率的な自治体経営を進めるまち。

新しい生活様式に対応するため、デジタルトランスフォーメーションの推進に積極的に取組み、町民サービスの向上や業務の効率化を図るためＩＣＴの利活用を推進します。令和3度は、マイナンバーカードの取得促進を図るため交付予約・管理システムの導入、及びペーパーレス化や庁内のテレワークの普及促進のため財務会

計システムに電子決裁オプションを追加します。また、パソコンやスマートフォンから納税手続ができるキャッシュレス納税を令和4年度当初から導入するための準備を行います。

議会では、町民に開かれた議会の実現のためインターネットでの議会中継を開始し、議会当日の生中継での配信と字幕等を加えた録画映像を配信します。

研修の開催、派遣研修の活用等により、複雑化・高度化する行政課題に的確に対応できる職員を育成します。町政への町民満足度を高めるために欠かすことのできない職員の窓口対応力の向上を目的に、引き続き接遇研修に取組みます。接遇意識の向上、定着を図るため、管理職が窓口対応を観察し指導方法を学ぶ窓口対応個別研修を実施します。また、職員の自主的な能力開発を支援するため、業務と密接に関連する資格取得に要する経費を助成する資格取得奨励金制度を創設します。

結びになりますが、昨年度は世界中に流行した新型コロナウイルス感染症の影響を受け大変厳しい年となりました。これまで感染症の拡大を抑制する対策や町民生活、商工業等に対する支援など、町民の命や健康を守り暮らしを支える取組みを進めてまいりました。日常生活を取り戻し経済状況を回復させるためには、まずは感染を抑え込まなければなりません。そのため、一番大きなミッションであるワクチン接種を町民が安心して速やかに実施できるよう、府内プロジェクトチームを立ち上げ準備を進めています。一日も早い収束に向け、誰一人取り残さない、誰もが笑顔になれるような各種施策を実施していくとともに、潜在的な課題も含めスピード感をもって対処していきます。

新年度の施策を進めるに当たり、議会の皆様には一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

以上、令和3年度開成町当初予算（案）並びに町政運営に対する所信の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長による説明が終了いたしました。

本日は、以上で終了といたします。

なお、第3日目の3月8日（月）は細部説明に入りますので、三役の方の出席は結構です。

これにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後3時57分 散会